

平成30年度

# 事業報告書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

# 目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	4
第1章 事業活動の概要	4
第2章 業務に関する事項	13
1 協会に関する事項	13
2 金融・資本市場の活性化への対応	14
3 証券決済制度改革への取組み	20
4 各種要望	21
5 調査・研究に関する事項	26
6 証券知識の普及・啓発に関する事項	33
7 株式市場等に関する事項	37
8 公社債市場等に関する事項	38
9 外国証券等に関する事項	39
10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	40
11 投資勧誘等に関する事項	41
12 研修・資格試験に関する事項	43
13 監査・モニタリング等に関する事項	46
14 あっせん・苦情相談に関する事項	51
15 国際交流に関する事項	53
16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	57
17 地区協会に関する事項	58
18 内部統制に関する事項	59
19 内部監査に関する事項	59
20 その他	60
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	62
第2編 財務報告	76

第3編 資料	123
1 全国証券大会所信	123
2 協会員に関する状況	125
3 協会員の従業員の状況	127
4 株主コミュニティの状況	129
5 株式投資型クラウドファンディングの取扱状況	129
6 フェニックス銘柄の状況	130
7 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	130
8 時価発行公募増資の実施状況等	131
9 公社債の状況	133
10 店頭CFDの状況	136
11 外国証券に関する事項	136
12 研修・資格試験の実施状況	138
13 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	140
14 税務相談に関する事項	143
15 定款・諸規則改正等	143
~~~~~	
○ 会員名簿	144
○ 特定業務会員名簿	148
○ 特別会員名簿	149
○ 理事会・常勤役員等名簿	152
○ 会議・委員会委員等名簿	152
○ 地区協会関係名簿	155
○ 事務局機構	157
・ 事務局組織の変更等	157
・ 主要会議体の機能と構成及び本部事務局組織	158
・ 本部、地区協会所在地	159
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	160



## 御 挨 拶

会 長 鈴 木 茂 晴

この度、平成30年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度の株式市場、我が国経済を振り返りますと、まず、株式市場については、外国為替市場での円安・ドル高基調などから、海外投資家の買いが入り、昨年10月2日には日経平均株価の終値ベースで1991年11月以来およそ27年ぶりの高値となる24,270円を付けました。その後、世界経済の先行きに対する不透明感などから、昨年末には、19,000円台前半を付ける場面もあり、結果、年度初めである昨年4月2日の終値（21,388円）と年度末である本年3月29日の終値（21,205円）を比較いたしますと183円（0.85%）の下落となりました。他方、我が国経済は、長期にわたる持続的かつ安定的な政権運営の下、政府・日本銀行の大胆な金融政策、機動的な財政政策、経済成長のための施策の推進により、雇用・所得環境の改善が着実に進んでおります。

このような状況下、本協会は、「活力ある金融資本市場の実現」、「投資による資産形成の推進」を本年度の主要課題として掲げ、各種取組みを推し進めました。ここではその中から、「中長期的な資産形成への貢献」、「金融・証券知識の普及啓発」、「仲介者の機能・信頼性の向上」、「グローバルな情報発信・連携の拡充」及び「証券業界におけるSDGsに関する取組み」について所見を申し述べます。

### （中長期的な資産形成への貢献）

我が国における長寿化の進展等を踏まえ、国民が自ら行う資産形成の重要性はますます高まっております。人生の早い段階から投資による安定的な資産形成を行えるよう環境の整備を進める必要があります。

昨年1月より開始された「つみたてNISA」については、若年層を中心とする中長期的な資産形成の手段として極めて有効な制度であり、かつ、証券市場の発展にも寄与するものであることから、業界を挙げて普及・促進に全力で取り組んでまいりました。その結果、制度開始1年間で100万口座という大台に達しました。制度の普及に御尽力いただいた証券会社や関係各所に深く感謝申し上げます。

本協会といたしましては、つみたてNISAをはじめ、NISA制度全体が若年層を中心とする中長期的な資産形成の手段として活用されるよう、幅広い層を対象に投資の意義や必要性の理解を促進するための広

報活動を行うとともに、あわせて、つみたてNISAに係る20年間の積立期間の確保をはじめ、NISA制度全体の拡充・恒久化及び利便性の向上につながる見直しが行われるよう、関係各方面への働きかけを行ってまいります。

加えて、リスク資産の円滑な世代間移転を推進するための相続税評価額の見直しや金融所得課税の一体化の推進等についても検討を進め、その実現に努めてまいります。

#### (金融・証券知識の普及啓発)

我が国においては、グローバル化や長寿化に伴い、社会構造や雇用環境等に大きな変化が生じており、社会における不確実性が高まっています。こうした状況において、社会の持続的な発展のため、金融を通じてよりよい社会や新たな価値の創造に寄与しようとする態度を育むこと、また、経済的に自立した生活を営むため、実生活において金融を活用できる能力を身に付けることが必要となっております。

本協会では、次期学習指導要領に金融・証券に関する記述が拡充されたことを好機と捉え、本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」とともに、本指導要領等を踏まえた高等学校の教科書編纂の参考となる金融・証券に関する情報を取りまとめ、教科書会社等に提供いたしました。

また、NISAやiDeCo等の資産形成支援制度に対応し、投資未経験者・初心者を対象とするセミナーや講師派遣事業を推進するとともに、若年層の証券投資への理解の促進に資するため、ウェブサイトのリニューアルやコンテンツの充実を図り、SNS等も活用し、積極的に情報を発信しております。

今後も学校向け教育支援事業及び資産形成支援制度を含む金融・証券知識の普及を図るための取組みをより一層推進してまいります。

#### (仲介者の機能・信頼性の向上)

活力ある金融資本市場の実現には市場仲介者による機能・信頼性の向上への取組みが不可欠でありま

す。  
金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」に関しては、本協会としても、同原則を採択して取組方針を公表した会員の一覧を公表するとともに協会員の役職員向けの研修などにおいても取り上げるなど、各社が公表した取組方針に基づき顧客の最善の利益を追求することを企業文化として定着させ、顧客満足度の向上等につなげていけるよう取組みを進めております。

また、市場仲介者における業務の合理化・効率化への支援として、地方都市を主な営業基盤とする会員を中心に、「地域に根差した証券業の未来を考える懇談会」を設置し、証券業の未来について幅広い観点からの議論を開始しております。

今後も各社の業務運営に資するための必要な支援等を継続して取り組んでまいります。

#### (グローバルな情報発信・連携の拡充)

本年3月、国際資本市場協会（ICMA）との共催により、ロンドンにおいて、第11回日本証券サミットを開催いたしました。

本サミットでは、日本の財政・金融政策、成長戦略や東京市場の課題・可能性について基調講演やパネルディスカッションが行われるとともに、本サミットの翌日には、フィナンシャルタイムズが主催、本協会と日本取引所グループの協賛によるESG投資に関するコンファレンスを開催いたしました。これらを通じ、海外の投資家・市場関係者等に我が国金融資本市場の現状や取組みについての積極的な情報発信を行うことができたことは大変意義があったと感じております。

今後も、日本市場に関する海外への情報発信を継続して実行していきたいと考えております。

#### (証券業界におけるSDGsに関する取組み)

国連及び政府が推進するSDGsに関して、証券業を通じて社会的課題の解決に貢献するため、29年9月に設置した「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」及び具体的検討を行う下部機関である「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」において、積極的な議論を重ね、テーマ毎に証券業界として取り組むべき具体的施策について検討を行ってまいりました。

具体的施策としては、SDGsに貢献する金融商品市場の拡大に向け、SDGsに貢献する債券の総称を「SDGs債」という呼称に統一するとともに、SDGsに貢献する金融商品に関する会員の役職員向けガイドブックを作成いたしました。また、証券投資の日である10月4日には、証券会社女性職員向けセミナー「証券Women's Network」の開催や証券業界全体で「こどものみらい古本募金」への参画をいたしました。さらに、SDGs推進のために社会貢献型の株主優待等を活用した「株主優待SDGs基金」を本年4月1日に設置することとなりました。

なお、これらの具体的施策をより機動的・効果的に実行に移すため、昨年9月、本協会内に「SDGs推進本部」を新たに設置いたしました。

今後も、証券業界としては、SDGsの更なる推進に向け、証券業界ならではの視点も取り入れながら、様々な施策を検討・実施してまいります。

以上が平成30年度の本協会の主要課題に対する取組状況と今後の対応方針でございますが、本協会といたしましては、我が国経済を支えるための金融資本市場の確立に貢献するため、引き続き、様々な事案に関し全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、活力ある金融資本市場の実現と投資による資産形成の推進を目標として掲げ、7つの重点課題に取り組んだ。各課題の主な取組内容は以下のとおり。

### 1 中長期的な資産形成への貢献

#### (1) つみたてNISAを中心としたNISA制度の一層の推進

##### ① つみたてNISAの20年間の積立期間の確保

平成31年度税制改正要望において、つみたてNISAの制度期間延長を掲げ、関係各方面への働きかけを行った。

##### ② NISA制度の恒久化、利便性の向上

平成31年度税制改正要望において、NISA制度（一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）をNISA法（仮称）に基づく恒久的な措置とするとともに、利便性向上につながる制度の見直しを掲げ、その実現に向けて関係各方面への働きかけを実施し、平成31年度税制改正において、海外転勤等により一時的に出国する場合においても、引き続きNISA口座での保有を可能とすることや「一般NISA」勘定と「つみたてNISA」勘定の期中における変更手続きについて簡素化等が措置された。

##### ③ つみたてNISAの積極的な広報

本協会が提供するSDGsをテーマとしたミニ番組（「フューチャーランナーズ～17の未来～」）において、つみたてNISAのCMを放映した。また、東京大学との取組み「100年大学お金のこと学部」により、つみたてNISAのメインターゲットである若年層、投資未経験・無関心層を含む幅広い層に向けた広報活動を行ったほか、役職員のテレビ、新聞及び雑誌等への出演・取材対応・出稿により、情報発信を積極的に行った。

#### (2) 中長期的な資産形成を促進する諸施策の検討・推進

##### ① 職場を通じた資産形成の促進

つみたてNISAやiDeCo等を利用した資産形成が促進されるよう、証券会社と本協会の協働でセミナーを開催するとともに、職場積立NISAの普及に向け、企業の人事担当者向けリーフレット及び導入企業の役職員向けポスターを作成・公表した。

また、31年3月、社会保障審議会企業年金・個人年金部会に出席し、厚生労働省に対して証券業界の確定拠出年金制度に関する要望を行った。

##### ② リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現

平成31年度税制改正要望において、世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための相続税等の軽減措置等を掲げ、要望実現に向けた関係各方面への働きかけを行った。

③ 高齢社会における金融商品・証券サービスに関する調査・研究

世代間の円滑な資産承継に資するために米国におけるジョイント・アカウント制度の調査・研究を行った。

## 2 金融・証券知識の普及啓発

### (1) 学校向け普及活動の推進

① 学習指導要領の改訂に伴う取組み

高等学校の次期学習指導要領に基づいて編纂される新たな教科書等において金融・証券に関する記述が一層拡充されるよう、学習の参考となる知識、課題例、図表・データ等を取りまとめ、教科書会社等に提供した。

② 学校向け支援事業の推進

主に中学校・高等学校の教員を対象に、金融・証券に関する副教材の提供やセミナー・メールマガジン・ウェブサイト等を通じた情報提供を継続するとともに、小学校・中学校・高等学校及び大学に対する講師派遣を通じて、学校における金融経済教育の拡充に向けた支援事業の推進を図った。

③ SDGsへの対応

以下の普及啓発活動において証券投資の社会的意義に触れる際、SDGsと関連づけて説明等を行った。

イ. 教員向けメールマガジンや学校向け情報誌「レインボーニュース」の作成・配付

ロ. 高等学校の教科書会社に提供する教科書編纂のための参考資料の作成・配付

ハ. セミナー・講師派遣の講義レジュメの作成・配付

④ 金融・証券教育活動における情報共有の促進

会員における金融・証券教育活動の状況を把握するため「金融経済教育活動に関するアンケート」を実施した。

また、30年10月、会員による金融・証券教育活動の推進について検討を行うためサブワーキング・グループを設置し、今後の会員各社の活動の参考となるよう、事例集を取りまとめるための検討を行った。

### (2) 一般向け普及活動の推進

① NISA・iDeCo等の資産形成支援制度を踏まえた事業展開

証券投資に興味・関心を有する投資未経験者・初心者向けの「ゼロからはじめる証券投資セミナー」及び「はじめての資産運用講座」の開催や官公庁・民間企業に対する講師派遣事業等を通じて、NISAやiDeCo等の資産形成支援制度を含む金融・証券知識の普及を図った。

② ウェブサイトによる情報発信の拡充

30年8月、前年度に実施した「投資に対する意識調査」の結果を踏まえ、資産運用や証券投資について基本から分かりやすく体系的に学べるコンテンツや隙間時間で手軽に読めるコンテンツ等構成した投資未経験者・初心者向けウェブサイト「投資の時間」を公開した。

### (3) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止広報活動の実施

30年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画に基づき、30年10月を強化月間として、警察、消費者行政、(一社)全国銀行協会及び協会員等と連携し、全国47都道府県主要都市での街頭注意キャンペーンを実施した。

加えて「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターにおいて、一般消費者からの照会対応、情報公開等を行った。

## 3 金融資本市場の機能・競争力の強化

### (1) FinTechへの取組み

金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」にオブザーバーとして参加するなど、暗号資産等に係る証券業務への影響の把握に努めた。

### (2) 株式等の決済期間短縮化の推進

#### ① 株式等の決済期間の短縮化 (T+2化)

30年5月、株式等の決済期間短縮化(T+2化)の実施予定日を、2019年7月16日(火)とすることとし、実施予定日及び実施日周辺における対応について周知を行った。その後、顧客への周知のためのリーフレットを作成・公表するとともに、10月、T+2化の実施日の決定に係る手続等について取りまとめ、公表した。

#### ② 国債リテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化 (T+2化)

31年3月、国債リテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化(T+2化)に関し、実施予定日(2020年7月13日(月))及び対象範囲等について取りまとめ、公表した。

### (3) 社債市場の拡充・多様化に向けた環境整備

法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会に出席し、「株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求の仕組み」について意見を述べるとともに、30年2月、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」が公表され、パブリックコメントの募集が行われたため、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い提出した。

### (4) 株式取引所外取引に関する制度整備、非上場株式市場の利用拡大

#### ① 株式取引所外取引に関する制度整備

30年4月、取引所外取引に関し、認可会員による売買停止措置の適切性の確保等の観点から、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等を行った。

また、30年6月に「PTS信用取引検討会」において取りまとめられた報告書等を踏まえて、31年3月、PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正を行った。

#### ② 非上場株式市場の利用拡大

株式投資型クラウドファンディング及び株主コミュニティ制度の認知度向上を図るため、他の証券関連団体との共催セミナー「投資型クラウドファンディング・セミナー」等で幅広く周知活動を

行うとともに、専用ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行った。

また、30年10月、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」を設置し、事業承継の円滑な実施を実現するための非上場株式の取引等の在り方及び株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた規則改正等の検討を開始した。

更に、31年1月、「『株主コミュニティ制度に関する懇談会』報告書 ～株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けて～」を公表した。

#### (5) マイナンバー制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた取組み

会員に対して30年6月末及び12月末時点のマイナンバー取得状況調査を実施し、集計結果を会員へ通知した。

また、顧客におけるマイナンバーの告知義務について更なる周知を進めるため、同年7月及び11月に新聞広告の掲載、8月～11月にかけてバナー広告の掲載を行った。

更に平成31年度税制改正要望において、社会保障・税番号（マイナンバー）の告知を促進するための税制上の所要の措置を講じることを要望し、その実現に向けて関係各方面への働きかけを実施し、平成31年度税制改正において、マイナンバーについて、告知期限の3年延長や株証券保管振替機構から証券会社への提供を可能とすること等が措置された。

#### (6) 金融資本市場に関する研究の促進

##### ① JSDAキャピタルマーケットフォーラム

第3期研究委員(任期:30年9月～令和2年6月)(7名の若手研究者)による研究活動を開始した。

また、第2期研究委員(任期:28年7月～30年6月)(9名の若手研究者)の研究成果(結果)としての論文の報告があり、公表した。

##### ② 客員研究員制度

第7期客員研究員(任期:30年4月～令和2年3月)を受け入れ、海外調査の支援や会合における実務者等との意見交換等を通じ、研究活動の支援を行った。

#### (7) 「証券投資に関する全国調査」の実施

30年6月15日～7月29日の間、全国の20歳以上の男女7,000名を対象に調査を実施し、同年12月、調査結果を報告書に取りまとめ、公表した。

## 4 証券業界全体の取組み

#### (1) 証券業界におけるSDGsの一層の推進

##### ① 証券業を通じた社会的課題解決に向けた取組み

30年9月、SDGsに貢献する金融商品について、呼称の整理や会員役職員向けのガイドブックの作成に向けた検討を行うため、「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」を設置した。

また、31年3月、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」等において、SDGsの達成に資する金融商品の組成・販売の促進に向けた具体的方策等に関する報告書(第一次報告書)及び「SDGs

に貢献する金融商品に関するガイドブック」を取りまとめ、公表した。

② 証券業界における働きがいのある職場環境の整備や女性活躍の推進

証券会社等で働く女性向けのセミナー（証券Women's Network）、会員代表者を対象とした「働き方改革や女性活躍推進」に関するセミナー及び働き方改革への意識の醸成を目的とした管理職向けセミナーを開催した。

また、31年3月、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」において、証券業界における生産的な雇用とディーセント・ワークの達成に向けた具体的施策や施策の実施状況に関する報告書（第一次報告書）、及び証券業界における働き方改革に関する事例集を取りまとめ、公表した。

③ 経済的に厳しい状況にある子供等への支援

30年6月、「社会的弱者への教育支援に関する分科会」において、子どもの貧困問題の解決に向けた証券業界としての具体的支援策等に関する報告書を取りまとめ、公表した。

30年9月、会員役職員の我が国における子どもの貧困の現状や証券業界が取り組む意義等についての認知・理解の向上に向け、リーフレット（電子媒体）を提供した。

また、30年10月4日より、証券会社店舗等に古本等回収ボックスを設置し、「こどものみらい古本募金」に業界全体で参画した。

更に30年11月～12月、会員代表者を対象とした「子どもの貧困問題」に関するセミナーを開催した。

④ SDGsの認知度及び理解度の向上に関する取組み

30年7月、証券業界がSDGsに取り組む意義等を記載した会員役職者向けのリーフレット等及びSDGsバッジを配布した。

SDGsの認知度・理解度向上に向け、SDGsをテーマとしたミニ番組（「フューチャーランナーズ～17の未来～」）の提供を行った。

⑤ 国連等の国際機関との連携強化

30年7月、ニューヨークで開催された国連ハイレベル政治フォーラムに参加し、各国・企業のSDGs推進に関する動向について情報収集するとともに、国連機関（UNDP、UNICEF）と今後の連携の可能性等について意見交換を行った。

また、30年9月、アジア証券人フォーラム（ASF）内に「SDGsの推進に関するワーキング・グループ」を設置するとともに、10～11月にパリで開催されたASF総会において、「SDGsの推進に関するパリ宣言」を採択・公表した。

30年11月、パリで開催されたOECD Centre on Green Finance and Investment 2018 Forumに登壇し、証券業界のSDGsに関する取組みを国外へ発信した。

30年12月、ICMAとの共催により日本及びアジアの市場関係者を対象としたグリーンボンドセミナーを東京で開催した。

31年3月、ロンドンで、フィナンシャルタイムズ及び日本経済新聞社主催、本協会及び株日本取引所グループ協賛により、ESG投資に関するイベントを開催した。

## (2) 「証券投資の日」の意義の浸透

### ① 会員役職員に対する「証券投資の日」認知度の向上

会員役職員の「証券投資の日」に対する認知度向上を図るため、以下の施策を実施した。

イ. 会員の社員手帳やカレンダーへの「10月4日が『証券投資の日』」である旨の記載依頼

ロ. 東北地区の祭り2件におけるグッズの配布・広告掲出

ハ. 会員役職員向けの周知用ポスターの作成及び会員への配付

ニ. Jリーグ等各種スポーツイベントの公式試合における広告掲出及び会員の役職員への同試合の観戦チケットの無償提供

ホ. 地方新聞に各地区会長が掲載された記事広告を掲載

### ② 「証券投資の日」を通じたSDGs、社会貢献に係る活動

「証券投資の日」にあわせ、SDGs推進に向けた取組みの一環として、各証券会社店舗等への「こどものみらい古本募金」に係る古本等回収ボックスの設置や証券会社等で働く女性向けのセミナー（証券Women's Network）を開催した。

### ③ 「証券投資の日」における投資無関心層に向けた広報活動

「証券投資の日」にあわせ、NISA広報活動の一環とした特別イベントを東京大学で開催した。

## 5 仲介者の機能・信頼性の向上

### (1) 顧客本位の業務運営等の徹底に向けた取組み

「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択して取組方針を公表した会員の情報の一覧を29年12月以降、公表した。

金融庁による比較可能な共通KPIについて、金融庁主催の説明会講演録を会員へ通知したほか、各種会議体において金融庁担当官を招いた講演会を実施した。

また、協会員の役職員向け研修で、「顧客本位の業務運営に関する原則」に係る内容を取り上げて講義を行った（30年7月以降27回、うち4回はインターネット（Web）配信）。

### (2) 会員の業務運営に係る研究・検討

#### ① 金融審議会「市場ワーキング・グループ」において契約締結前交付書面等についての見直しが提言されたことに伴い、制度の改善の検討を行った。

併せて、「特定関係法人が付与した格付けに関する説明義務」及び「英文開示銘柄に関する説明義務」等の実務対応についても検討を行った。

#### ② 「株式販売規制等に関する検討会」において、大量推奨販売規制のあり方について検討を行い、30年10月、「広告等に関する指針」に掲げる事例の拡充及び明確化を図りたい事項を取りまとめた。これらについては、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等に関するワーキング・グループにおいて検討を行っている。

#### ③ 30年12月、地方都市を主な営業基盤とする会員を中心に証券業を営む経営者が集まり、今後の証券業の未来について幅広い観点から議論するため、「地域に根差した証券業の未来を考える懇談会」

を設置し、検討を行った。

### (3) 適切な自主規制機能の発揮

#### ① 金融サービスを取り巻く環境の変化を踏まえた適切な自主規制の整備

金融サービスを取り巻く環境の変化を踏まえた適切な自主規制の整備の観点から、以下の対応を行った。

##### イ. 広告及び勧誘方法の多様化

「株式販売規制等に関する検討会」から提言のあった事項（5銘柄表示の具体的事例の充実等）、メール及びチャット等の広告該当性及び必要表示事項並びに電子媒体における広告表示の在り方等について検討を行った。

##### ロ. 民法及び消費者契約法の改正等の動向

30年12月、本協会が作成する顧客向けの各種約款参考様式について、民法及び消費者契約法の改正等に対応するため、見直しを行い、協会員へ通知した。

##### ハ. 犯罪収益移転防止法等の改正

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正によりオンラインで完結する本人確認方法が認められた（30年12月施行）ことを踏まえ、協会員における実務上の取扱いについて検討を行った。

#### ② 機動的・効果的な協会監査

30年度に会員（特定業務会員を含む。）70社及び特別会員40機関の監査を実施した。

また、自己資本規制比率の算出又は分別管理の状況等について確認すべき事項が認められた会員11社及び特別会員1機関に対し、訪問のうえ、ヒアリング及び実地確認を実施した。

#### ③ インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な取組み

J-IRISSの説明を希望する未登録会社を直接訪問し登録を促した。

なお、新規上場会社については、主幹事証券会社を通じてJ-IRISSへの登録を依頼した。

#### ④ 証券市場からの反社会的勢力排除に向けた取組み

反社情報照会システム等を通じた反社会的勢力の排除支援（全ての新規顧客及び一部の既存顧客）を行うため、会員の照会業務に関する担当者研修会を12回開催するとともに、40社に対する実地による確認作業等を行った。

### (4) マネー・ローンダリング等対策への取組み

30年6月～9月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（30年2月、金融庁）の策定を受け、協会員における実務上の取扱い及び留意事項について、協会員の理解を深めるための説明会を開催した。

### (5) 金融サービス利用に伴うトラブルに関する状況把握及び分析

30年度上期にFINMACに寄せられた苦情相談について深度ある分析を行い、協会員に対して情報提供を行うとともに、必要と認められる個社に対しては、内部管理の参考に資するためフィードバックを行った。

## 6 グローバルな情報発信・連携の拡充

### (1) 日本市場の魅力と可能性に関する海外向けPRの推進

31年3月、ロンドンで国際資本市場協会（ICMA）との共催により日本証券サミットを開催した。

### (2) 海外の機関との連携・協力の拡充

30年9月、新興国における資本市場育成、国際的連携の強化に資するべく、アジア証券人フォーラム（ASF）東京ラウンドテーブルを開催したほか、30年10月にIOSCOの世界投資者週間（WIW）のキャンペーン活動に参画・協力した。

また、30年10月、インドネシア バリで開催されたASF総会に参加した。

更に、30年11月にロンドンで開催されたIOSCO-AMCC中間会合及び研修セミナーに参加した。

### (3) 国際的な法規制等への対応

30年5月、金融商品特定識別子（UPI）ガバナンス・アレンジメントに関する金融安定理事会（FSB）の第二次市中協議に対する意見を提出した。

更に、IFRS（国際会計基準）に関する動向等について、企業会計審議会、企業会計基準委員会（ASBJ）等を通じて、情報収集等を行った。

### (4) 英語による情報提供の拡大

30年7月、「当面の主要課題」の英語による説明会を開催した。

また、30年10月、IOSCOの世界投資者週間（WIW）サイトへのリンクを実施した。

更に、英語版の外務員必携や自主規制規則をウェブサイトに掲載するとともに、同ウェブサイトにおいて、本協会の活動・取組みについて情報発信した。

## 7 事務局運営態勢の整備

### (1) 証券業界の各種取組みについての積極的な情報発信

SNS及びメールマガジンにより、証券業界が取り組んでいる活動等に関する情報発信を行った。

また、SDGsをテーマとしたミニ番組を提供し、SDGsについての更なる認知度向上と取組みの推進を目指した。

### (2) 本協会ウェブサイトの全面リニューアル

本協会のウェブサイトについて、ユーザーにとって使いやすくなるようデザインを一新し、ほぼすべてのページでスマートフォン表示を可能としたほか、サイト構成の見直し及び目の不自由な方のために音声読み上げ機能の導入や文字サイズ調整ボタンの設置等のリニューアルを行った。

### (3) 本協会の業務継続体制（BCP）及びサイバーセキュリティ対策の維持・向上

地震・台風等の災害発生時（30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等）に安否確認及び業務影響確認等の危機対応を行った。

また、三市場（証券市場、短期金融市場、外国為替市場）による共同訓練を実施した。

その他、標的型攻撃メール訓練を実施した他、本部事務所の無線ネットワークの脆弱性診断を実施

し、必要な対策を講じた。

加えて、31年2月、本部事務所移転をはじめとする環境の変化を踏まえ、優先継続業務に必要なリソース等の見直しを図るとともに、被災時における業務継続の実効性の確保を目的とした事務局内訓練を実施した。

#### (4) 地域関係者との連携強化

各地域の会員や証券取引所と連携し、各地の「産・学・官・金」連携活動などに出展し、地域関係者等の間での意見交換を行い、地域経済界等とのネットワークの構築を図った。

加えて、講師派遣件数増加のため、本部・地区協会において教育関係者、地方公共団体、民間企業に対し、個別訪問などによる働きかけを行った。

#### (5) 組織・運営面の向上・見直し

##### ① 本部事務所の移転に向けた取組み

30年10月29日付で本部事務所を移転し、新事務所（中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル）での業務を開始した。

##### ② 戦略的な人材の採用・育成

海外大学院及び海外語学学校へ職員を留学させるとともに、会員会社、行政及び証券関係機関等と人材交流を図った。

また、女性の積極的な採用に取り組み、31年3月卒新卒採用10名のうち5名の女性職員を採用した。

##### ③ 職員のワークライフバランスの向上

女性活躍の推進に係る取組みとして専任・専門職の廃止（総合職への統合）、サポート職から総合職へのコース転換制度の改正、女性部下育成研修等を実施したほか、ライフプラン研修等を実施した。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員9社が加入し、9社の会員権が消滅（内訳：合併2社、脱退6社、除名1社）した結果、会員数は、本年度末で264社（前年度比増減なし）となっている。なお、会員のうち、外国法人は10社（前年度比増減なし）となっている。

会員の従業員数は、30年12月末で約9万1千人（29年12月末約9万1千人）と前年度から横ばいとなった。

会員の店舗数は、本年度末で2,133店（前年度末2,154店）と前年度から4年振りの減少となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員2社が加入した結果、特定業務会員数は、本年度末で8社（前年度比2社増）となっている。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、4機関の特別会員権が消滅（内訳：合併1機関、脱退3機関）した結果、特別会員数は、本年度末で205機関（前年度比4機関減）となっている。

#### 業態別特別会員数（平31. 3. 31現在）

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	12
政府系・系統金融機関	3
地 方 銀 行	64
第 二 地 銀 協 地 銀	40
信 用 金 庫	37
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	10
損 害 保 険 会 社	4
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	13
証 券 金 融 会 社	1
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	9
合 計	205

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、本協会への加入を希望する者について、行政当局と緊密な連携を取りつつ、業務及び財務内容等の確認を行った。その結果については、「加入審査等に関する専門調査会」において検討し、問題がないことを確認した上で、当該者の加入について、総務委員会及び理事会において審議を行った。

また、既存の会員については、財務内容のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員については特に注視し、同専門調査会において当該会員の情報共有を行いつつ、必要に応じて行政当局とも連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

更に、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本協会の役員が各地区を訪問し、中間報告を行ったほか、各地区の会員のニーズに合わせ、自主規制規則の改正や本協会の最近の取組み等について、本部担当部署の役職員が各地区を訪問（7地区 計17回）し、各地区の会員代表者又は実務担当者との意見交換を行った。

また、2地区2会場において、会員のニーズを踏まえ、会員が参画する経済団体あるいは取引所等と共催するなどして投資セミナーの実施を支援した。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、特別会員懇談会を設置している（20年8月設置。本年度中、2回開催）。

本年度は、平成31年度予算編成の指針、平成31年度収支予算原案について審議・報告を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 政府審議会等への対応

#### ① 社会保障審議会「企業年金・個人年金部会」への対応

厚生労働省 社会保障審議会「企業年金・個人年金部会」（31年3月開催）の関係団体ヒアリングに出席し、確定拠出年金制度の改正に関する要望を行った。

#### ② 法制審議会「会社法制（企業統治等関係）部会」への対応

法制審議会「会社法制（企業統治等関係）部会」に、参考人として出席し、「株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求の仕組み」について意見を述べた。また、30年2月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」が公表され、パブリックコメントの募集が行われたた

め、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、4月に提出した。

31年2月、法制審議会総会において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」が採択され、3月、協会員を対象に当該要綱に関する説明会を開催した。

③ 金融審議会「市場ワーキング・グループ」への対応

金融審議会「市場ワーキング・グループ」にオブザーバーとして出席し、「顧客本位の業務運営の定着状況と課題について」及び「高齢社会における金融サービスのあり方」について意見を述べた。

④ 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」への対応

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」にオブザーバーとして出席し、「資産運用における情報利活用について」意見を述べた。

(2) SDGsの推進に向けた取組み

① 証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会

本年度中、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」（29年9月設置）を5回開催した。

本懇談会では、「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げられている社会的な課題に証券業界として積極的に取り組んでいくため、本懇談会の下部機関である「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」における検討結果の報告を受け意見交換を行ったほか、株主優待を活用した施策等について検討を行った。

検討の結果、31年4月1日付けで、会員が実施する株主優待等を利用して、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援しSDGsの達成に資することを目的に、株主優待SDGs基金を設置することとした。

② SDGsに貢献する金融商品の普及・促進に向けた取組み

本年度中、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」（29年9月設置）を8回開催した。

本分科会では、SDGsに貢献する金融商品の普及・促進等の証券業を通じた社会的課題解決に向けた方策等について検討を行った。また、30年9月、SDGsに貢献する金融商品について呼称の整理や会員役職員向けのガイドブックの作成等を行うため、本分科会の下部機関として「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」を設置した（本年度中、4回開催）。31年3月、本分科会及び本ワーキング・グループの検討結果を取りまとめ、公表した。

SDGsに貢献する金融商品の普及・促進に向けた施策として、当該金融商品（債券）の証券業界における呼称の統一、及び当該金融商品の認知度・理解度向上を目的とした会員役職員向けガイドブックの作成・公表を行った。

③ 証券業界における働きがいのある職場環境の整備や女性活躍に向けた取組み

本年度中、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」（29年9月設置）を5回開催した。

本分科会では、証券業界における働き方改革や女性活躍に向けた具体的方策について検討を行い、31年3月、その検討結果を取りまとめ、公表した。

30年10月4日より、証券業界における女性のネットワークの構築及び女性職員のキャリア意識の醸成を図ることを目的とした女性職員向けセミナー「証券 Women's Network」を実施した（東京、名古屋、大阪において実施、会員49社より計187名が参加）。

会員代表者を対象として、働き方改革に関する現状や取組む意義についての理解の促進を図るため、セミナーを実施した（本年度中4回実施、計140名が参加）。

管理職自身の働き方改革や女性活躍への意識の醸成を図ることを目的とした管理職向けセミナーを実施した（東京、名古屋、大阪において実施、会員37社より計59名が参加）。

31年3月、証券業界における働き方改革や女性活躍推進に向けた取組みの共有を図るため、「証券業界における働き方改革に関する事例集」を作成・公表した。

④ 経済的に厳しい状況にある子供等への支援に向けた取組み

本年度中、「社会的弱者への教育支援に関する分科会」（29年9月設置）を3回開催した。

本分科会では、経済的に厳しい状況にある子供への証券業界における支援策等について検討を行い、30年6月、その検討結果を取りまとめ、公表した。

会員役職員の我が国における子どもの貧困の現状や証券業界が取組む意義等についての認知・理解の向上に向け、30年9月、リーフレットを提供した。

会員へ古本等回収ボックスの設置を呼びかけ、30年10月より、内閣府等が主導する「こどものみらい古本募金」に業界全体で参画した（31年3月末現在、約120社1400店舗超の店舗に設置）。

会員代表者を対象として、我が国における子どもの貧困の現状や支援の在り方等についての理解の促進を図るため、セミナーを実施した（本年度中4回実施、計140名が参加）。

⑤ SDGsの認知度向上に向けた取組み

SDGsの認知度向上を図るため、SDGsカラーホイール（国連が定めたSDGsの17の目標それぞれを17色で表したアイコン）を用いたSDGsバッジを作製し、31年3月までに全会員役職員を対象に約95,000個を配付した。また、SDGsバッジの配付にあわせ、SDGsや証券業界がSDGsに取組む意義等を説明したリーフレットやカードを作成し、会員へ提供した。

30年7月から9月、及び31年1月から3月にかけて、SDGsに関する取組みが一般に周知されるよう、ミニ番組（「フューチャーランナーズ～17の未来～」）の提供を行った。

⑥ 国際イベントを通じたSDGs推進に向けた取組み

ICMAグリーンボンド・ソーシャルボンド原則年次総会・カンファレンス、国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）、OECD Centre on Green Finance and Investment 2018 Forum及びアジア証券人フォーラム（ASF）年次総会等の国際会議への参加、グリーンボンドセミナー及び日本証券サミットの開催を通じ、本協会のSDGsに関する取組みについての情報発信や海外資本市場関係者等との意見交換等を行った（詳細は、本章15「国際交流に関する事項」参照）。

(3) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

#### ① NISA広報活動の実施

本年度から開始したSDGsに関するミニ番組「フューチャーランナーズ～17の未来～」(30年7月～9月、31年1月～3月)において、つみたてNISAのCMを放映した。

更に、東京大学とのコラボレーションにより「100年大学お金のこと学部」(イ. 100年大学特設サイト公開、開学記念テスト「お金のセンス」配信、ロ. 証券投資の日(10月4日)「開学記念特別講座」開催、ハ. 「お金の講義」実施、ニ. 「お金の教科書」発行)を開学、イメージキャラクターとして、タレントの生駒里奈さんを起用し、30年1月から制度が開始されたつみたてNISAのメインターゲットである若年層、投資未経験・無関心層を含む幅広い層に向けた広報活動を実施した。NISA制度全般の広報活動としては、前年度に引き続き、NISA特設サイトを運営するとともに、リーフレット、パンフレット、ポスターの刷新・配布等を行った。

また、投資家に対し、証券会社へのマイナンバー告知を促すため、リーフレットの作成、新聞広告、ウェブ広告及びNISA特設サイト内におけるページを作成した。

#### ② 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き、設置した(本年度中、相談件数1,150件)。

#### ③ 職場積立NISAに関するガイドライン等の改訂

30年4月、職場積立NISAの導入状況等に係る報告・公表の廃止に伴い、「職場積立NISAに関するガイドライン」及び「職場積立NISAに係る実務上の取扱い(Q&A)」を改訂した。

#### ④ 職場積立NISAに関するリーフレット及びポスターの作成

職場積立NISAの普及のため、証券会社が企業の人事担当者向けに制度説明を行うためのリーフレット及び職場積立NISAを導入した企業が自社の役職員向けに周知を行うためのポスターを作成した。

#### ⑤ 地方公共団体の職員向け「ライフプラン・資産形成セミナー」の開催

つみたてNISA及び個人型確定拠出年金(iDeCo)の普及のため、証券会社と協働で、地方公共団体の職員を対象とした「ライフプラン・資産形成セミナー」を開催した(本年度中、31の地方公共団体で38回開催)。

#### (4) 「証券投資の日」の認知度向上に関する取組み

会員役職員における「証券投資の日」の認知度向上を目的として、以下の活動を行った。

① 30年6月、会員に対して、自社の社員手帳やカレンダー類に10月4日が「証券投資の日」である旨を記載してもらうよう依頼した。

② 30年8月、東北地区の祭り2件において、グッズの配布・広告の掲出を行った。

③ 30年9月から31年3月にかけて、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)等の各種スポーツイベントの公式27試合において、広告掲出を行うと共に、会員の役職員計21社346名(申込者は46社2,062名)に、同試合の観戦チケットを無償提供した。

④ 10月4日、5地区6紙の地方新聞に、各地区の地区会長が掲出された記事広告を掲載した。

(5) 証券投資の意義や必要性に興味・関心を持ってもらうための会員の活動支援

30年9月から11月にかけて、会員が自発的に行う証券投資に関するセミナー（3会場で開催され、計1,192名が参加。）に対し、支援を行った。

(6) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止のための取組み

依然として被害が発生している「株や社債をかたった投資詐欺」被害の防止を図るため、30年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画に基づき、前年度に引き続き、全国都道府県の主要49都市において街頭注意キャンペーンを実施した。本キャンペーンは、全国の警察で例年10月に行われる「全国地域安全運動」と連携して、警察、会員、財務局、消費者行政等の協力のもと実施しているが、本年度は（一社）全国銀行協会とも連携の上、実施した。また、協会の店舗等での顧客等への注意喚起依頼、警察主催イベント・老人クラブ・鉄道会社・図書館・公民館・カルチャーセンター・シルバー人材センター等へのリーフレット・ポスターの提供を通じた注意喚起等、広報啓発活動を実施した。

上記広報啓発活動に加え、投資者・消費者からの照会・相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターを引き続き設置し、通報の受付（本年度中、281件の通報を受付）や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況等のウェブサイトでの公表や行政への情報提供を行った。

(7) 非上場株式市場の利用拡大に向けた取組み

株式投資型クラウドファンディング及び株主コミュニティ制度の認知度向上を図るため、他の証券関連団体との共催セミナー「投資型クラウドファンディング・セミナー」及び「多様化する直接金融での企業の資金調達」、産学官連携のマッチング・イベント「Matching HUB Sapporo2018」、証券経済学会の「第89回秋季大会」並びにGSG国内諮問委員会の「ソーシャル・エクイティファイナンス分科会」で幅広く周知活動を行うとともに、専用ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行った。

また、30年10月、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」を設置し、事業承継の円滑な実施を実現するための非上場株式の取引等の在り方及び株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた規則改正等の必要な対応について検討を開始した。

更に、31年1月、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」における検討結果として、株主コミュニティ制度における課題と改善策等を取りまとめた「『株主コミュニティ制度に関する懇談会』報告書 ～株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けて～」を公表した。

#### (8) 株式取引所外取引に関する制度整備に向けた取組み

PTSを含む株式取引所外取引に関し、30年4月、認可会員による売買停止措置の適切性の確保、協会の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化及び本協会の売買停止措置の在り方等の見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等を行い、7月より施行した。

また、29年6月及び30年6月に「PTS信用取引検討会」により取りまとめられた「PTS信用取引検討会報告書」に基づき、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」等においてPTS信用取引に係る自主規制について検討を行い、31年3月、PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正を行い、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日より施行することとした。

#### (9) 金融・資本市場統計の整備

投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、30年11月、第12回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、総務省より「改正統計法の概要及び今後の統計改革の方向性について」、日本銀行より「最近の金融証券統計を巡る課題」と題するプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

また、総務省が行っている、国が実施する統計調査に係る報告者負担の軽減や調査方法の改善などの要望に関する意見募集に（一社）日本経済団体連合会を通じて、意見を提出した。

#### (10) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力の排除に向けた取組み

##### ① 会員からの相談への対応及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務を行うとともに、反社会的勢力の排除に際しての相談対応・支援等を行った（本年度中、7社9回の相談を受け付け）。

会員の反社会的勢力の排除に関する取組みを支援するため、協会が主催する会員向け研修に対して、同センター職員を講師として派遣した（本年度中、1回派遣）。

##### ② 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」における検討

「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において、「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、検討を行った（本年度中、2回開催）。

##### ③ 反社情報照会システムのより効果的な活用に向けた取組み

25年1月、警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、25年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、全国各地で計12回実施、507名が出席）、証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施（本年度中、40社に対して実施）等を行った。

#### ④ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会で構成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会及び情報交換会等を積極的に実施した（本年度中、延べ64回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、香川県、佐賀県、静岡県、青森県、鳥取県及び埼玉県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰を受賞した。

#### ⑤ 弁護士会等との意見交換

定期的に弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を実施するなど、弁護士会等と積極的に意見交換を行った。

### (11) 全国証券大会の開催

平成30年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の3団体共催で、9月27日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催された。

本大会では、本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①投資による資産形成の推進、②活力ある金融資本市場の実現の2点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の越智内閣府副大臣、黒田日本銀行総裁及び宮永日本経済団体連合会副会長からそれぞれ挨拶が行われた。

### (12) 東京国際金融センターの推進等に係る取組み

「金融プロモーション組織設立に向けた検討会」（本年度中、4回開催）にオブザーバーとして出席し、官民一体となった金融プロモーション組織の設立に向けた検討に参加した。

## 3 証券決済制度改革への取組み

我が国金融・資本市場の競争力強化には、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要となっている。

本協会では、このような課題に対応するために、以下の活動を実施した。

### (1) 国債の決済期間の短縮化に関する検討

30年5月、国債の決済期間T+1化を実施した。

30年6月、金融庁の「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）に基づき作成された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」について、国債の決済期間T+1化を実施した旨等

を反映し、更新した。

## (2) 株式等の決済期間の短縮化に関する検討

30年5月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、「証券受渡・決済制度改革懇談会」において、株式等の決済期間T+2化（以下「株式等のT+2化」という。）の実施予定日を2019年7月16日（火）（約定分）とすることに決定し、公表した。10月、株式等のT+2化の実施日の決定に係る手続等について取りまとめ、公表した。

30年10月、(株)日本証券クリアリング機構及び(株)証券保管振替機構において、株式等のT+2化に係る休日テストに関する実施手順書が取りまとめ・公表されたことから、会員に対し、休日テスト説明会及び休日テストへの参加を働きかけた。

31年3月、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）について、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」及び「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、「証券受渡・決済制度改革懇談会」において、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間T+2化の実施予定日を2020年7月13日（月）（約定分）とすることに決定し、公表した。

## 4 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

### (1) 平成31年度税制改正に関する要望

30年9月、平成31年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

#### ① 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

イ. つみたてNISAの制度期限の延長、NISA制度の恒久化・根拠法の制定等

(イ) つみたてNISAについて、2037年までとされている投資可能期間（制度期限）を延長することにより、来年以降に投資を開始しても投資可能期間が少なくとも20年となるようにすること

(ロ) NISA（つみたてNISA・一般NISA・ジュニアNISA）制度を恒久化すること

(ハ) NISA（つみたてNISA・一般NISA・ジュニアNISA）が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること

(ニ) 取得後20年又は5年とされているNISA（つみたてNISA・一般NISA・ジュニアNISA）の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

ロ. NISAの利便性向上等

(イ) 成年年齢引下げに伴い、つみたてNISA・一般NISAの対象年齢を18歳以上とすること

(ロ) ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること

- (ハ) 一般NISA・ジュニアNISAのロールオーバーに係る移管依頼書の電磁的提出について、特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われる場合に限り認められているが、本人確認の措置を講じることによりその範囲を拡大すること
- (ニ) つみたてNISA・一般NISAについて「非課税口座異動届出書」の提出による当年中の勘定の変更を認めること
- (ホ) NISA（つみたてNISA・一般NISA）制度利用者が出国する場合に、NISA口座において現に保有している上場株式等について継続的に配当等の非課税の取扱いを可能とする措置を講じること
- (ヘ) NISA（つみたてNISA・一般NISA・ジュニアNISA）口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

#### ハ. 確定拠出年金制度の拡充等

- (イ) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- (ロ) 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
  - ・ 拠出限度額の引上げ
  - ・ マッチング拠出の弾力化
  - ・ 中途引出要件の緩和
  - ・ 加入者資格喪失年齢の引上げ
  - ・ 老齢給付金の支給要件の緩和等

### ② 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

#### イ. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- (イ) 上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- (ロ) 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- (ハ) 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
  - ・ 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
  - ・ 被相続人がつみたてNISA・一般NISAで保有していた上場株式等については、相続税を非課税とすること
- (ニ) 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

#### ロ. 教育資金一括贈与制度の延長及び拡充

- 教育資金一括贈与制度の適用期限を延長するとともに、上場株式等により運用を行った場合

の損失について贈与税を課さないこととし、金融商品取引業者等における領収書等の管理を廃止するなど手続の簡素化を図ること

#### ハ. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

### ③ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

#### イ. 金融所得課税一体化の促進等

- (イ) デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）

(注1) 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

(注2) 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- (ロ) 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

- (ハ) 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

#### ロ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

#### ハ. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること

#### ニ. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- (イ) 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、控除外国税額の計算方法や適用要件等を見直すこと

- (ロ) SPC等を通じて海外不動産に投資する投資法人について、当該SPC等を外国子会社合算税制における合算対象から除外すること

- (ハ) 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

### ④ SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

### ⑤ 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

イ. 特定口座の利便性向上

- 上場会社の役員等付与された事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とすること

ロ. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- (イ) 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用対象を外国ファンドまで拡大する特例措置の適用期限（2019年3月末まで）を延長するとともに、対象債券の拡大を図ること

- (ロ) BEPSプロジェクト(注)の勧告等を踏まえた過大支払利子税制の見直しを検討する場合には、企業の実態や金融資本市場に及ぼす影響を考慮した慎重な検討を行うこと

(注) BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) : 税源浸食と利益移転

⑥ その他の税制措置

- (イ) 納税者が金融商品取引業者等にマイナンバーを告知しており、当該金融商品取引業者等から所轄税務署長に対して当該納税者のマイナンバーが記載された法定調書が提出されている場合には、初年度に限り当該納税者に係る一定額の所得税額の特別控除を認めること

- (ロ) 証券分野におけるマイナンバーの利活用の促進など必要な法制上の措置が講じられる場合には、あわせて税制上の所要の措置を講じること

- (ハ) 内国法人が行う税法上の告知や告知書の提出に際して、例えば、取引先持株会の事務局は、内国法人である会員から法人番号通知書の写し等の提示を受ける義務があるが、取引先持株会の事務局が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該内国法人による法人番号通知書の写し等の提示を不要とすることができるようにすること

- (ニ) 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

(2) 税制改正要望に関する各界との懇談

① 金融庁 平成30年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

30年7月、金融庁の平成31年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券業界の平成31年度税制改正に関する要望を行った。

② 自由民主党各会合における意見陳述

イ. 30年11月、「証券市場育成等議員連盟懇談会」に出席し、証券業界の平成31年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ロ. 30年11月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券業界の平成31年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

③ 公明党会合における意見陳述

30年11月、「公明党 財政・金融部会」に出席し、証券業界の平成31年度税制改正に関する要望

について、説明を行った。

④ 国民民主党会合における意見陳述

30年11月、「国民民主党 第二部会(財金・総務・決算)」に出席し、証券業界の平成31年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

⑤ 立憲民主党会合における意見陳述

30年11月、「立憲民主党 財務金融部会・税制調査会」に出席し、証券業界の平成31年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

(3) 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対する意見提出

金融庁において、「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、30年4月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(4) 「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」に対する意見提出

法務省において、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、30年4月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同省へ提出した。

(5) 確定拠出年金制度に関する改正案に対する意見提出

厚生労働省及び金融庁において、確定拠出年金制度に関する命令、ガイドライン等の改正案が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、30年6月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同省等へ提出した。

(6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見提出

警察庁において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、30年7月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(7) 「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等に対する意見提出

金融庁において、「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、31年1月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(8) FSB等の市中協議文書への意見提出

金融安定理事会(FSB)が公表した、「固有商品識別子(UPI)のガバナンス・アレンジメントに関

する第二次市中協議」について、30年5月、国際関係懇談会及び同ワーキング・グループ、並びに店頭デリバティブ取引に関するワーキング・グループでの検討を踏まえて意見書を提出した。

また、欧州委員会（EC）が公表した、「日本の証拠金規制等に関する同等性評価に係る市中協議」について、31年3月、国際スワップ・デリバティブ協会、（一社）全国銀行協会、（一社）生命保険協会、（一社）日本損害保険協会との連名により、意見書を提出した。

(9) 「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見公募に対する意見提出

「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見公募（30年8月、法務省）に対し、意見を提出した（同省令は30年10月1日に公布・施行された）。

## 5 調査・研究に関する事項

(1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知の周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

① NISA及びジュニアNISA関係

- ・ 「【2014年に一般NISA口座で購入されたお客様へ】 非課税期間終了時におけるお手続きのお知らせ」（パンフレット）の本協会ウェブサイトへの掲載について
- ・ 「NISAに係る実務上の取扱い」の改訂について（第3版）
- ・ 「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」について
- ・ 非課税口座又は未成年者口座の非課税期間終了に係る顧客への通知に関する実務上の取扱いについて
- ・ 「NISAに係る実務上の取扱い」及び「ジュニアNISAに係る実務上の取扱い」の改訂について
- ・ 国税庁法令解釈通達「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について」の一部改正について
- ・ NISA及びジュニアNISAに係る法定調書等の公表について
- ・ 災害時におけるジュニアNISA及び財形住宅（年金）貯蓄の取扱いについて
- ・ 「非課税口座に関するQ&A ～NISA及びつみたてNISAについて～」及び「ジュニアNISA口座に関するQ&A ～ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）について～」の改訂について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」、「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」及び「つみたてNISAに関するQ&A」の公表の改訂について
- ・ 「NISAに係る実務上の取扱い（第5版）」及び「ジュニアNISAに係る実務上の取扱い（第11版）」並びに各種参考様式の改訂について

- ・ 一般NISA口座でロールオーバーする際のお手続きと留意事項の本協会ウェブサイトへの掲載について
  - ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る事務（金融商品取引業者等向けの情報）」の改訂等について
- ② 公社債関係
- ・ タカタ株式会社第1回無担保社債等に係る特定口座からの払出し時期について（再生計画認可の決定が確定した日を経過した後に特定口座からの払出しを行う場合の取扱い）
  - ・ タカタ株式会社の再生計画認可決定の確定に関する周知について
  - ・ 国税庁質疑応答事例「再生計画に基づき社債の一部が消滅した場合等の課税関係」について
- ③ 番号法関係
- ・ 番号未告知者から非課税口座廃止届出書の提出を受ける場合の対応について
  - ・ マイナンバー等の経過措置期間終了後の取扱いについて
  - ・ 金融機関等へのマイナンバーの提供に関する制度周知について
  - ・ 氏名又は住所を変更した場合の変更告知又は異動届出書等の提出に係る個人番号の告知又は記載の省略に係る実務上の取扱いについて
  - ・ 税法上の法定調書に記載する個人番号等の取得等の取扱いの一部改訂について
- ④ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度関係
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関するチェックシートの様式案等に係る照会に対する関係省庁からの回答及び様式案等の確定版について
  - ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関するチェックシート様式の公表について
- ⑤ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置関係
- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A（文部科学省作成）等の更新について
  - ・ 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に係るQ&A等の改定について
  - ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に係る文部科学省からの対応依頼について
  - ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度に係る所得要件確認書の様式について
  - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置制度に係る所得要件確認書の様式について
- ⑥ その他
- ・ 平成30年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」等の公布等について
  - ・ 「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領（投資法人読替版）」の改定及び周知について（投資信託協会通知）
  - ・ 「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」等に係る平成30年度税制改正を踏まえた周知について（証券保管振替機構通知）

- ・ リストリクテッド・ストック（特定譲渡制限付株式等）に係る譲渡制限解除時の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて
- ・ 税法上の告知等の際の本人確認書類の提示に係る取扱いについて（平成30年7月豪雨により被災された顧客の暫定的な取扱い）
- ・ 税法上の告知等の際の本人確認書類の提示に係る取扱いについて（平成30年北海道胆振東部地震により被災された顧客の暫定的な取扱い）
- ・ 「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」等の周知について
- ・ 特定管理口座約款（参考モデル）等の改定について
- ・ 「リストリクテッド・ストック（特定譲渡制限付株式等）に係る譲渡制限解除時の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて【改訂】」
- ・ 株式等譲渡所得の確定申告に関する周知等について
- ・ 国税庁法令解釈通達「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について
- ・ 認定特別事業再編事業者の行う特別事業再編に応じて保有する株式等を譲渡した場合の税務上の取扱いについて
- ・ 【総務省からの周知依頼】上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の選択について
- ・ 「投資信託等に係る二重課税調整及び源泉徴収選択口座における損益通算等に関する実務上の取扱い【暫定版】」及び参考様式案について
- ・ QI制度に関する規則の一部改正案の公表等について
- ・ 株式会社証券保管振替機構における交付金銭等情報の掲載依頼に係る変更及び通知マニュアルの改訂等に係る周知について

## (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

- ① 平成30年度税制改正によって措置された投資信託等に係る外税控除制度につき、平成31年度税制改正の内容を踏まえ、「『投資信託等に係る外税控除制度の概要』説明会」を開催した。

東京：30年12月21日

四国：31年1月9日

北陸：31年1月10日

東北：31年1月11日

北海道：31年1月18日

名古屋：31年1月21日

大阪：31年1月22日

中国：31年1月24日

九州：31年1月25日

- ② 平成31年度税制改正にて措置された事項につき、金融庁担当官を招き、『平成31年度税制改正大綱の概要』説明会を開催した。

東京：31年1月31日

- ③ 平成31年度税制改正にて措置された事項につき、各地区会員向けに「平成31年度税制改正に関する説明会」を開催した。

名古屋：31年3月4日

四国：31年3月5日

北陸：31年3月6日

北海道：31年3月8日

中国：31年3月8日

大阪：31年3月12日

九州：31年3月18日

東北：31年3月29日

(3) 国際的な脱税及び租税回避行為の防止に係る制度への対応

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について、アドバイザー契約を締結している監査法人に確認の上、FATCAの対応状況に関する宣誓（既存口座に係る対応完了及び内部統制に係る定期的な宣誓）手続きについて周知を行った。

(4) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」及び「証券投資に関する全国調査」の実施

平成31年度税制改正要望等の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施するとともに、調査結果を取りまとめ、30年10月に公表した。

また、3年に1度実施している「証券投資に関する全国調査」を実施するとともに、調査結果を取りまとめ、30年12月に公表した。

(5) 日本の証券会社の財務、パフォーマンス等の検証

過去10年間（18年度～27年度）における会員の「事業報告書」の情報を基に、リテール証券業務を行う対面証券会社の経営及び財務に関する動向等について検証を行うとともに、その結果を報告書に取りまとめ、31年1月に公表した。

(6) 証券業界とフィンテックに関する研究

29年6月、（公財）日本証券経済研究所と共同でフィンテックが証券業界にどのような含意を持つか基本的な評価を試みることを目的として、同研究所に「証券業界とフィンテックに関する研究会」を設置し、30年6月、同研究会の研究成果を報告書に取りまとめ、公表した。

(7) 資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究

29年2月、(公財)日本証券経済研究所と共同で個人の資産形成の現状分析や資産形成と相続に係る税制とその影響分析を行うため、同研究所に「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」を設置し、本年度中、同研究会を5回開催した。

(8) 証券流通市場の機能に関する研究

29年5月、(公財)日本証券経済研究所及び(株)日本取引所グループと共同で、証券流通市場において新たな取引手法や取引の傾向・動きが見られる中、証券流通市場の機能について、学術的な観点から調査研究を行うため、同研究所に「証券流通市場に関する研究会」を設置し、本年度中、同研究会を5回開催した。

(9) 米国の証券会社における共同名義口座(ジョイント・アカウント)に関する実態調査

30年4月から8月及び31年2月から3月にかけて、中長期的な税制改正要望の参考とするため、米国における共同名義口座(ジョイント・アカウント)に関する制度・税法上の取扱い及び証券会社における実務に関する実態調査を実施した。

(10) 有価証券市場デリバティブ取引等、有価証券店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連外国市場デリバティブ取引等に関わる調査の実施

30年6月、平成31年度税制改正要望の参考とするため、「有価証券市場デリバティブ取引等に関わる調査」、「有価証券店頭デリバティブ取引等に関わる調査」及び「有価証券関連外国デリバティブ取引に関わる調査」を実施し、調査結果を平成31年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供した。

(11) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

30年6月、平成31年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果を平成31年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第十三回調査 (28年6月末)	第十四回調査 (29年6月末)	第十五回調査 (平成30年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	256	264	268
特定口座取扱会社数(社)	153	156	157
特定口座数合計(口座)(A)	20,654,270	21,841,014	23,485,974
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	18,995,124	20,065,349	21,594,740
源泉徴収選択割合(B/A)	91.97%	91.87%	91.95%

(参考)

株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	8,385,956	9,652,574	11,076,758
---------------------------	-----------	-----------	------------

(12) NISA口座等に係る調査の実施

30年6月、9月、12月及び31年3月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座(一般NISA・つみたてNISA)の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ30年6月30日、9月30日、12月31日及び31年3月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

(「NISA口座(一般NISA・つみたてNISA)の開設・利用状況調査」の概要)

	30年3月末現在	30年6月末現在	30年9月末現在	30年12月末現在
調査対象会員証券会社数(社)	264	268	267	266
一般NISA取扱証券会社数(社)	132	133	132	132
一般NISA口座数合計(口座)	6,642,862	6,704,378	6,759,693	6,845,019
つみたてNISA取扱証券会社数(社)	52	58	61	65
つみたてNISA口座数合計(口座)	285,613	370,827	450,302	525,024

(13) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

30年6月、9月、12月及び31年3月、金融庁からの依頼に基づき、「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ30年6月30日、9月30日、12月31日及び31年3月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

（「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」の概要）

	30年3月末現在	30年6月末現在	30年9月末現在	30年12月末現在
調査対象会員証券会社数（社）	264	268	267	266
ジュニアNISA取扱証券会社数（社）	121	122	121	121
ジュニアNISA口座数合計（口座）	140,764	152,383	162,579	172,569

(14) 非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査の実施

30年12月及び31年3月、金融庁からの依頼に基づき、「非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査」（基準日はそれぞれ30年12月31日、31年3月31日現在）を実施し、調査結果を同庁に提供した。

(15) インターネット取引に関する調査（半期）の実施

30年3月末及び9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

（インターネット取引に関する調査結果）

	29年3月末	29年9月末	30年3月末	30年9月末
取扱会員数（社）	70	72	73	75
口座数	23,334,936	23,798,655	24,936,309	25,880,369
株式委託取引売買代金(百万円)	138,449,323	143,161,368	180,470,025	142,988,207

(注) 上記「株式委託取引売買代金」は、調査対象期間（4月1日～9月30日又は10月1日～3月31日）の売買代金合計額である。

(16) インターネット取引に係る株式売買等データ（月次）公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況について調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(17) インターネット取引に係るシステム障害件数（月次）公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。

#### (18) 客員研究員制度

金融商品取引法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、(公財)日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、新たに採用した第7期客員研究員(30年4月～令和2年3月)5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を10回開催した。

#### (19) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

JSDAキャピタルマーケットフォーラムは、我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、知識の蓄積のため、法学・経済学等分野の若手の研究者を中心に、学識経験者、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信の場である。

本年度中、第2期(28年7月～30年6月)については、各研究委員の研究テーマの中間報告・意見交換を経て、研究論文を公表した。

また、第3期(30年9月～令和2年6月)については、法学・経済学に携わる7名の若手研究者を研究委員として選任して第3期の本フォーラムの活動を開始、各研究委員の研究テーマについて意見を交換し、研究テーマを決定した。

#### (20) 「明治150年」関連施策の推進

平成30年は明治元年から起算して満150年になることに鑑み、本協会ホームページ「証券会社等の明治期頃からの沿革(明治150年関連)」において、証券会社及び関係機関等における明治150年を記念したイベントを紹介するとともに、金融庁が「明治150年」関連シンポジウムを開催する旨について会員周知を図った。

## 6 証券知識の普及・啓発に関する事項

### (1) 本協会独自の活動

#### ① 学校向け事業

##### イ. 学校向け教材の提供

##### (イ) 潜入!みんなの経済ワールド

主に中学生・高校生を対象に、金融・証券に関するキーワードについて、動画を視聴しながら短時間で学習することを目的とした副教材「潜入!みんなの経済ワールド」を引き続き提供した。本年度は187校、計13,837名の利用を得た。

##### (ロ) 株式会社制度と証券市場のしくみ

主に高校生を対象に、金融・証券の基礎を学ぶための教材「株式会社制度と証券市場のしくみ」を引き続き提供した。本年度の利用は計10,770部であった。

#### (ハ) 株式学習ゲーム

主に中学生から大学生を対象に、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組みなどを具体的に学ぶための教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供した。本年度は810校（春季・秋季・冬季合計）、計41,178名の利用を得た（株東京証券取引所との共同事業）。

#### ロ. 教育関係者向けセミナーの開催等

##### (イ) 教員向け夏期セミナー

学校の夏休み期間中、中学校・高等学校の社会科・公民科をはじめとした各教科の教員を対象に、授業の指導に役立つ経済や金融、証券に関する情報を提供することを目的として、「教員向け夏期セミナー」を10都市で10回開催し、計512名の参加を得た。また、一部の講義については講義録を作成し、ウェブサイトに掲載した。

##### (ロ) 教育関係者向け金融・証券体験プログラム（「金融・証券1日プログラム」）

小学校・中学校・高等学校の教員や教育関係者を対象に、教育現場における証券・金融に関する知識の普及・理解の促進を図ることを目的として、「金融・証券体験プログラム」を3都市（東京：30年8月、名古屋、大阪：30年12月）で3回開催し、計140名の参加を得た。

##### (ハ) 教育関係者向けメールマガジンの配信

主に教育関係者を対象に、経済・金融・証券に関するトピックの解説や本協会が提供する教材やセミナー情報等を紹介する先生向けメールマガジン「5分で話せる金融経済」を定期的に配信した。本年度末時点の登録件数は3,500件であった。

##### (ニ) 教員免許状更新講習への協力

（公財）才能開発教育研究財団が行う教員免許状更新講習に関し、本協会が制作に協力したeラーニング講習コンテンツ「子どもたちに伝えたい金融リテラシー入門 ～知って役立つおカネとの関わり方～」の本年度の教員の受講者数は756名であった。

#### ハ. 講師派遣の実施

##### (イ) 小学校・中学校、高等学校向け講師派遣（「土曜授業」等）

金融経済教育の拡充・推進の一環として、文部科学省が推進する「土曜日教育ボランティア」運動に賛同し、全国138校、293クラスの小学校・中学校・高等学校の「土曜授業」等に本協会職員、金融・証券インストラクター及び協力協会の役職員等を講師として派遣した。

##### (ロ) 大学向け講師派遣（「金融リテラシー出前講座」等）

大学生が経済、金融、資産運用の基本を身に付け、経済的に自立した社会人となるための取組みの一環として、全国127大学（236回）に本協会役職員及び金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

#### 二. 研究会支援・運営

##### (イ) 金融経済教育を推進する研究会

30年10月及び31年2月、本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（座長：吉野直行 慶應義塾大学名誉教授、25年4月設置）を開催した。

また、高等学校の次期学習指導要領を踏まえ、「次期学習指導要領等に基づく教科書編纂のための参考資料～考察・探求のための知識・課題例、図表・データ等～」を作成し、高等学校の公民科、家庭科の教科書会社等に対し情報提供を行った。

30年6月、10月及び11月、社会科・公民科教育に関する学会において、教育現場における金融経済教育の支援策とその効果等に関する研究発表を行った。

(ロ) 教員研究会

金融・経済の知識を継続的に習得したい中学校・高等学校の教員等が集まり、自主的な研究を行う教員研究会の活動を支援した。本年度中、大阪で5回、名古屋で6回講習会等を実施し、計212名の教員の参加を得た。

ホ. 「全日本証券研究学生連盟」への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。30年12月、証券市場等に関するテーマについて、論文の発表及びディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」を東京で開催した。38回目となる同大会には、全国の32大学から計646名の参加を得た。

また、同連盟の地域組織が東京・大阪・名古屋の地区別にセミナー等を計3回開催し、計223名の参加を得た。

② 社会人向け事業

イ. ウェブサイト及び冊子等の制作・公開・配布等

(イ) ウェブサイト「投資の時間」

30年8月、証券投資に興味・関心を有する投資未経験者・初心者を対象に、資産運用や証券投資について基本から分かりやすく体系的に学べるコンテンツや隙間時間で手軽に読めるコンテンツ等で構成したウェブサイト「投資の時間」を公開した。本年度のPV数は867,326件であった。

(ロ) 冊子

証券投資の基礎知識（「証券投資の意義」、「証券（株式・債券・投資信託）の特徴」、「リスク関連知識（リスクの意味、軽減方法）」等の留意事項）のほか、「つみたてNISA等の資産形成支援制度」等の理解を深めてもらうことを目的として、「サクサクわかる!資産運用と証券投資スタートブック」、「確定拠出年金入門」及び「個人投資家のための証券税制Q&A」の改訂版を計138,000部制作した。

(ハ) 電子書籍アプリ「投資道場」及び電子書店での刊行物の無償頒布

主に投資未経験者・初心者を対象に、本協会が提供している冊子を、スマートフォンやタブレットから気軽に関覧できるように、電子書籍アプリ及び電子書店において無償頒布した。本年度のダウンロード数は、電子書籍アプリにおいては2,906件、電子書店においては12,846件であった。

ロ. 講座の開催

証券投資に興味・関心を有する投資未経験者・初心者を対象に、貯蓄と投資の違いや投資の意

義、金融・証券の基礎知識のほか、つみたてNISAやiDeCo等の理解を深めてもらうことを目的として、金融庁及び関係団体と連携し、「はじめての資産運用講座」を全国72会場で開催し、計6,497名の参加を得た。

#### ハ. 講師派遣の実施

社会人向けの普及推進活動の一環として、官公庁及び民間企業198先（373回）の各種講座や職場研修に、本協会の基準を満たした金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

#### ニ. 投資詐欺被害防止に関する周知活動

投資家保護のための周知活動として、株や社債をかたった投資詐欺被害防止に関する注意喚起リーフレットを講座・セミナーで配布するとともに、動画による注意喚起を行った。

#### ③ 国際的な投資教育活動への参画

30年4月、東京で本協会の招聘により、投資者教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education:IFIE）及び証券監督者国際機構（IOSCO）共催の第10回投資者教育国際コンファレンスが開催され、国内外から約160名が参加した。国内外の投資者教育・投資者保護の専門家が、会議テーマ「変化する環境の中で生涯を通じた金融レジリエンシーを獲得する」に沿って先進事例の紹介や議論を行った。また、同時に開催されたIFIE年次総会では、本協会はIFIEグローバル議長及びアジア地域支部議長として議事運営を行い、各国の投資者教育への取組みについて意見交換を行った。

30年10月、証券監督者国際機構（IOSCO）が実施するグローバルなキャンペーン「世界投資者週間（WIW）」のオープニングセレモニーを金融庁、(株)日本取引所グループと共催し、セレモニーでは本協会における投資者保護及び投資者教育への取組みを紹介した。また、WIWの期間中は「証券投資の日」とも連携し、投資者教育、投資者保護、金融リテラシーに関するメッセージの普及・拡散を図る活動に協力した。

30年11月、IFIEアジア地域支部の中間会合がインドネシア バリにて開催され、アジア地域における金融・証券教育に関する取組みについて意見交換を行った。特に、学校教育における金融リテラシー教育の重要性について議論が行われた。

#### (2) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、(株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)名古屋証券取引所、(証券会員制法人)福岡証券取引所、(証券会員制法人)札幌証券取引所、(一社)投資信託協会及び名証取引参加者協会で構成する「証券知識普及プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」において、以下の活動を行った。

##### ① 学校向け事業（教材等の提供）

##### イ. 株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状

主に中学生を対象に、会社（企業）に視点をあて、株式会社の仕組み、金融の仕組み、会社の社会的な役割と責任などについて理解を深めてもらうことを目的として、体験型教材「株式会社

をつくろう！～ミスターXからの挑戦状」を引き続き提供した。本年度は355校、計35,255名の利用を得た。

#### ロ. ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう

主に高校生を対象に、株式会社、金融、外国為替・金利・景気を分かりやすく学べる体験型教材「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」を引き続き提供した。本年度は317校、計29,722名の利用を得た。

#### ハ. 教育現場のための金融経済学習サイト 金融経済ナビ

金融経済を楽しく分かりやすく学べるウェブサイト「金融経済ナビ」を引き続き提供した。生徒向けには証券や金融について学べる「まなぼう！金融経済」や「ウォーキング in 金融経済タウン」等、教員向けにはタイムリーな経済ニュースを解説する「明快◎けいざいニュース」をはじめ、上記教材に関する授業の手引きや、本プロジェクトの提供教材・イベント等の情報を提供した。

また、本年度も広告をネット上に掲載するなど積極的にPRを行い、アクセス件数は152,745件であった。

#### ニ. 教育関係者向け情報誌 レインボーニュース

金融経済教育の必要性や、本協会が提供している教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する著名人のインタビューや経済トピックの解説、先生方の授業実践事例、企業教育に関する取り組みなどを紹介する教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を年3回、計63,000部刊行し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等へ提供した。

#### ② 社会人向け事業（ゼロからはじめる証券投資セミナー）

証券投資に興味・関心を有する投資未経験者（証券投資には興味・関心があるものの、自ら能動的に情報収集を行ったり、証券会社・金融機関へアクセスしていない層）を対象に、金融・証券の基礎知識（金融商品の特性、リスク・リターン、長期・積立・分散投資の重要性）や株主優待から知る株式投資の意義・魅力等を訴求するセミナーを全国10会場で開催し、計2,724名の参加を得た。

また、セミナーの様子は採録記事化し、ウェブサイト「投資の時間」において公開した。

#### ③ 「ゆるキャラ®グランプリ2018」の出場

「とうしくん」が、本プロジェクトと「証券投資の日」の認知度向上を図るため「ゆるキャラ®グランプリ2018」に出場し、「企業・その他」枠にて402キャラクター中105位であった。

## 7 株式市場等に関する事項

### (1) PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正

31年3月、PTSにおける信用取引の制度の実現のため「上場株券等の取引所金融商品市場外での売

買等に関する規則」等の一部改正を行い、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日より施行することとした。

(2) 取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等

30年4月、取引所外売買に関し、認可会員による売買停止の適切性の確保、協会員の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化及び本協会の売買停止措置の在り方等の見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等を行い、7月より施行した。

(3) 物価連動国債の代用価格の明確化に係る「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正

30年5月、(株)日本証券クリアリング機構が国債店頭取引清算業務において物価連動国債を清算対象に追加したことに伴い、物価連動国債につき連動係数を踏まえた時価評価をシステム上で行うことが可能となり、各金融商品取引所において物価連動国債の時価評価について連動係数を考慮することとする受託契約準則等の一部改正を行ったことに伴い、株券等貸借取引契約における担保金の代用有価証券においても同様の措置を講じるため「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部を改正し、施行した。

(4) 株式等の決済期間短縮化（T+2化）に伴う「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正

30年10月、本協会が主宰する「証券受渡・決済制度改革懇談会」において、我が国市場における株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施予定日を2019年7月16日（火）（約定分）としたことに伴い、株式ミニ投資の決済期間についても同様の措置を執るため、「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部を改正し、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日より施行することとした。

(5) グリーンシート銘柄制度の廃止

30年4月、グリーンシート銘柄制度を廃止した。

## 8 公社債市場等に関する事項

(1) 社債の取引情報の報告・発表制度の見直し

30年4月、投資者の利便性向上の観点、及び証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議報告書を踏まえ、社債の取引情報の報告事項及び発表事項に「売買の別」を追加するとともに、発表停止基準への該当に係る判定をより精緻に行うため、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売

買値段に関する規則』に関する細則」、「社債の取引に関する報告要領」及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部を改正した。

## (2) 国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）への対応

公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループにおいて、28年6月に公表された「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」で提言された国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）に係る実施時期及び対象範囲等について検討を行い、31年1月、その検討結果を取りまとめた。

## (3) 売買参考統計値等の発表等

協会が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、協会員からの報告に基づき、売買参考統計値及び個人向け社債等の店頭気配情報等の発表等を行った。

また、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会員（指定報告協会員）については異動がなかった（31年3月末現在の指定報告協会員は14社）。

## 9 外国証券等に関する事項

### (1) 外国証券取引口座約款（参考様式）及び国内外貨建債券取引約款（モデル）並びに常任代理人契約書等の一部改正

30年12月、令和2年4月1日施行の民法等の改正に伴い、外国証券取引口座約款（参考様式）及び国内外貨建債券取引約款（モデル）並びに証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書（モデル）及びこれに付随する各種振替決済口座の取扱いに関する契約書（モデル）の一部を改正した。

### (2) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、30年6月に29年度下期分、12月に30年度上期分をそれぞれ公表した。

### (3) 外国投資信託証券の確認

我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を25件受理した。

### (4) 法令に基づく公表等

#### ① 金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託

を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、公表した。

② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

③ 金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会員に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

## 10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

### (1) 店頭デリバティブ取引に関する新たな規制への取組み

金融安定理事会（FSB）、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）及び証券監督者国際機構（IOSCO）において、店頭デリバティブ取引の取引保存・報告制度における固有取引識別子（UTI）、固有商品識別子（UPI）及び主要データ項目（CDE）の導入等が検討されている。今後、これに伴う我が国の店頭デリバティブ取引情報の報告制度の見直しも予定されていることから、店頭デリバティブ取引に関するワーキング・グループや関係機関との意見交換を行うとともに、FSBが実施したUPIのガバナンスに係る市中協議において意見提出を行った。

また、欧州の第2次金融商品市場指令（MiFID II）等により、執行した取引について金融機関等がISINコードを付して所管当局に報告することが義務付けられたことから、店頭デリバティブ取引のISINの付番等を行う国際コード機関協会（ANNA）デリバティブサービス局（DSB）の商品委員会（PC）及び技術諮問委員会（TAC）にオブザーバーとして参加し、日本の店頭デリバティブ業界への情報連携を行った。

### (2) 証券化商品における市場参加者の利便性向上への環境整備

証券監督者国際機構（IOSCO）及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が規制上の資本賦課の軽減措置として公表している「簡素で、透明性が高く、比較可能」（STC）な証券化商品に係る投資家向け情報の取扱い等に関して、証券化商品に関するワーキング・グループや関係機関と意見交換を行う等、バーゼル関連規制の国内実施に係る検討を行った。

### (3) 証券化市場の発行動向及び残高調査

協会員等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表した。

また、証券化市場の発行動向及び残高を取りまとめた資料を半期ごとに公表した。

#### (4) Prepayment Standard Japan (PSJ) 予測統計値の公表

一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計のうえ統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を毎月2回公表した。

## 11 投資勧誘等に関する事項

### (1) 適切な営業姿勢の徹底

#### ① 契約締結前交付書面等関係

イ. 金融庁の金融審議会「市場ワーキング・グループ」において契約締結前交付書面等の見直し等に関する議論が行われたことを受け、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなくその内容・方法をより合理的・効率的で分かりやすいものにする観点から検討を行った。

ロ. このほか、次のとおり契約締結前交付書面等について見直し等を行った。

(イ) 30年4月、(株)東京証券取引所等において受託契約準則等の一部が改正されたことに伴い、協会員が作成・交付する契約締結前交付書面（信用取引やデリバティブ取引等）や信用取引に関する説明書等における代用有価証券の説明について、適宜必要な見直しを行うよう協会員に周知を図った。

(ロ) 30年4月、格付会社の社名変更に伴い、無登録格付に関する説明書（参考様式）の一部を改訂した。

(ハ) 30年6月、(株)大阪取引所においてフレックス限月取引が導入されたことに伴い、指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）及び有価証券オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。

(ニ) 31年1月、消費税率の引上げに伴う契約締結前交付書面等における手数料等に関する記載の変更に係る対応の留意点等について、協会員に周知を図った。

(ホ) 株式等の決済期間の短縮化（T+2化）及びPTS信用取引の開始等に伴い、31年3月、信用取引の契約締結前交付書面（参考様式）・有価証券オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）及び関連する社内規程モデルの一部を改訂した。

(ヘ) 31年3月、契約締結前交付書面に本協会の英文開示銘柄一覧ページのURLを記載している場合は本協会ウェブサイトのリニューアルに伴い当該URLを変更するよう協会員に周知を図った。

#### ② 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」

主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」を制作し協会員に頒布している。本年度は、疑わしい取引に対する迅速な対応などを重点に改訂し、協会員に頒布・ウェブサイトに掲載した。

## (2) 自主規制規則の見直しに関する事項

毎年度、協会員等に対し自主規制規則の見直しに関する提案を募集し検討しており、これに関する検討計画・検討結果を自主規制会議に報告し公表している。本年度は、見直し提案3件について検討を行った。

## (3) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

### ① 内部者登録カードの整備への対応関係

30年4月及び10月、協会員における内部者登録カードの整備に資するため、以下について調査・指定し、協会員に通知するとともにウェブサイトに掲載した。

上場会社の非上場会社の親会社

上場会社等の主な子会社

上場投資法人の主な特定関係法人

### ② 上場会社に対するJ-IRISSへの登録促進

J-IRISS（内部者登録・照会システム）への上場会社の登録促進に向けて、新規上場会社の登録促進に関する引受証券会社への協力要請や、各証券取引所と連携した未登録上場会社への登録促進活動を行い、上場会社のJ-IRISSへの登録率は85%以上となっている。

## (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律等に関する取組み

31年2月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正により新たに可能となった「オンラインで完結する本人確認」（30年11月30日施行）について、協会員が実施するに当たっての留意事項として「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」を取りまとめ、協会員に周知を図った。

## (5) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

30年6月、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の制定（30年2月）に伴い、協会員における留意事項として『「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の実務上の取扱い及び留意事項 ～マネロン等対応の考え方～』を取りまとめ、協会員に周知を図った。

また、30年6～9月、協会員のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する理解を深めるため、東京・名古屋・大阪を中心に説明会を開催し、主な質疑応答の内容を公表した。

## (6) 広告等の表示の適正化に関する取組み

30年12月、証券評議会の下部組織である「株式販売規制等に関する検討会」からの検討要請があったことを踏まえ、「広告等に関する指針」における「いわゆる5銘柄表示」等の事例の拡充や明確化について、検討を行った。

## (7) 個人情報の保護に関する取組み

- ・ 30年9月、個人情報相談室の連絡先変更に伴い、個人情報保護宣言（参考モデル）の一部を改訂した。
- ・ 31年3月、個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（30年9月改正）」・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（30年12月改正）」の改正に伴い、「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」、「『金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針』等に関する実務上の取扱い」を改正するとともに、関連する社内規程モデルの一部を改訂した。

## (8) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

本協会、（一社）投資信託協会、（一社）日本投資顧問業協会、（一社）金融先物取引業協会及び（一社）第二種金融商品取引業協会は、各金融商品取引業協会における自主規制機能の適切な発揮に向けた取組みを促進するため、「金融商品取引業協会連絡協議会」を設置（21年9月）している。本年度も引き続き協議会を開催し金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図った。また、協議会の下部機関である「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」（各協会の実務者で構成）において、自主規制業務に関する情報交換を行った。

## (9) 当局との情報・意見交換

金融庁、証券取引等監視委員会との間で、自主規制業務に関連する情報・意見交換を行った。

## 12 研修・資格試験に関する事項

### (1) 協会員の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会の当面の主要課題（29年7月公表）において、「仲介者の機能・信頼性の向上」を柱の一つとして掲げ、その取組みとして、「顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み」、「適切な自主規制機能の発揮」、「協会員の制度改正への対応の支援」、「金融サービス利用に伴うトラブルの未然防止のための方策・態勢の整備」及び「証券業界の社会的課題への取組み」などを進めることとなった。

これに伴い、「平成30年度における協会員に対する研修基本計画」では、イ．信頼性向上に向けた職業倫理意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンスに関するプログラムの実施、ロ．実務的で多様な研修内容・方法、ハ．法令・諸規則等の改正等重要な問題に即応した機動的な対応の3点を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき、これまで研修事業における重要課題として取り組んできた「『倫理』意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンス研修」を引き続き実施していくとともに、最近の投資勧誘に関する事例研究など社会情勢に即した研修テーマや顧客本位の業務運営に向けた対応に係る

テーマを引き続き取り入れるなど、研修事業の更なる充実を図ることを目的として、自主規制規則に基づく研修及び倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等を実施した（詳細は下記①、②のとおり）。

また、協会員における社内研修の支援のため、本協会職員の派遣及び法律家等の紹介を行った（詳細は下記③のとおり）。加えて、社内研修用教材として、研修の様様を録画した動画のインターネット（Web）配信を実施するとともに、研修録画DVDを作製し、貸出しを行った（詳細は下記④、⑤のとおり）。

なお、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、自主規制規則に基づく研修等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ実施した。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会員の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」など本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を6コース31回実施した（2,416名受講）。

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会員の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」や「企業倫理講座」など集合研修を7コース37回実施した（1,864名受講）。

#### ③ 協会員の社内研修に対する支援

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会員の社内研修に対して、本協会職員等を延べ9回、派遣又は紹介した。

#### ④ 研修動画のインターネット（Web）配信

協会員における社内研修に対する支援の一環として、東京会場で開催した計6回の研修の様様を録画し、インターネット（Web）で配信した。既に配信を終了した計3回分の研修動画には、延べ2,578件のアクセスがあった。

#### ⑤ 研修録画DVDの作製及び貸出し

協会員の社内研修の充実・強化に資するため、研修の講義内容を録画したDVDを計5本作製し、前年度までに作製したDVDと合わせ延べ91社（延べ147本）に貸出しを行った。

### (2) 外務員登録事務及び外務員等資格試験等の実施

#### ① 外務員登録事務の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員等（協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者をいう。）に所属する外務員の登録事務を行って

いる。本年度における外務員登録事務処理件数は、登録42,266件、変更8,267件及び抹消49,615件であった。

## ② 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、外務員登録の要件として自主規制規則において、外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役員を対象とする外務員資格試験の受験者数は80,859名、合格者数は35,151名であった。

また、証券業界あるいは外務員への関心を高めていただくこと等を目的として、協会員等の役員以外の方々に向けて、外務員資格試験の一部（一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験）の受験を開放している。本年度における一般の方々の外務員資格試験の受験者数は8,652名、合格者数は5,733名であった。

更に、協会員の内部管理態勢を盤石にし、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者制度を設けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験に合格すること等を求めている。本年度における内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）の受験者数は22,789名、合格者数は19,678名であった。

本協会では、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、原則として5年ごとに外務員資格更新研修を受講すること等を求めている。本年度における外務員資格更新研修の受講者数は115,044名、修了者数は114,976名であった。

## ③ 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料を作成・頒布した。

なお、二. については昨年度に引き続きウェブサイト（英語）で電子書籍データを公開した。

イ. 「外務員必携 1～4 巻（平成31年版）」

ロ. 「特別会員外務員必携（平成31年版）」

ハ. 「営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）（平成30年版）」

ニ. 「英語による 外務員必携 1～4 巻（平成30年版）」

ホ. 「英語による 営業責任者 内部管理責任者必携（会員・特別会員 共通）（平成30年版）」

その他、外務員必携等利用者の利便性を高めるため、外務員必携等の追補を適宜実施し、法令・諸規則の改正内容を周知した。

## ④ 投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格試験等の見直しに向けた対応

30年7月、「内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」、31年1月、「外務員に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」について、法令・諸規則の改正等を踏まえそれぞれ更新した。

## 13 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

#### ① 監査の実施状況

監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。本年度においても監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、監査対象先110先（会員・特定業務会員70社（特別監査等を含む。）、特別会員40機関）に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、30年度監査計画の重点事項に掲げた①内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③社債の私募等の取扱い等の検証、④顧客資産の分別管理の状況の検証、⑤財務の健全性に係る検証、⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律の遵守状況の検証、⑦売買管理態勢等の整備状況の検証、⑧システム障害への対応態勢の検証及び⑨個人情報の管理状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定し監査を実施した。

なお、本年度に監査結果通知を发出した会員・特定業務会員68社、特別会員41機関のうち、会員26社、特別会員2機関において法令・諸規則違反等が認められた。

#### ② 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）の実施状況

監査の実態を把握することにより適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高い監査の実施に資するため、監査対象先110先のうち、会員24社、特別会員13機関に対してオンサイト監査モニターを実施した。なお、オンサイト監査モニター制度とは別に、オフサイト監査モニター制度として、監査結果通知書の交付日から1か月間、書面（電子データを含む。）により意見を受け付けている。

#### ③ 行政当局及び他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び日本取引所自主規制法人との間で、情報交換会を開催し監査業務についての情報共有を行うなど、緊密な連携を図った。また、証券取引等監視委員会が主催する研修へ監査員を参加させるとともに、金融庁及び同委員会より講師を招き本協会が監査員研修を実施することにより、監査業務の質的向上を図った。

#### ④ 監査結果の概要等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び内部管理態勢の構築に係る自主的な取組みの促進に資するため、監査結果の概要について半期ごとに、また、監査結果の指摘事例のうち主な内容については四半期毎に「監査結果の具体的内容と留意点」としてその発生原因も含め具体的内容について取りまとめ、協会員宛てに通知し周知徹底を図った。

(参考1) 監査の実施状況

(単位：社・機関)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
会 員	70(1)	70(1)	70(4)	80(1)	84(6)
特 別 会 員	40	40	40	44	48
合 計	110	110	110	124	132

(注) 括弧(内書き)は、特別監査(フォローアップ監査を含む。)の実施社数

(特別会員内訳)

(単位：機関)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
都 市 銀 行 等	0	5	3	4	4
地 方 銀 行	17	19	14	15	21
第二地銀協地銀	9	9	13	10	11
信 用 金 庫 等	13	5	10	11	8
生 命 保 険 会 社	0	0	0	1	1
損 害 保 険 会 社	0	0	0	1	0
そ の 他	1	2	0	2	3
合 計	40	40	40	44	48

(注)「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」は、短資会社、外国銀行及び信用組合等である。

(参考2) 監査結果における法令・諸規則違反等の概要 (結果通知日ベース)

【会員】

(単位：社)

	30年度	参 考			
		29年度	28年度	27年度	26年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社	26	20	20	21	23
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	42	48	50	59	55
計	68	68	70	80	78

## 【特別会員】

(単位：機関)

	30年度	参 考			
		29年度	28年度	27年度	26年度
法令・諸規則違反等を指摘した機関	2	0	3	13	9
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	39	41	37	31	38
計	41	41	40	44	47

## (2) 財務状況等のモニタリングに関する事項

## ① 経営状況等に応じたモニタリングの実施

イ. モニタリング調査表から毎月末、自己資本規制比率が200%を下回った会員を抽出するなど、継続的かつきめ細かいモニタリングを実施した。

ロ. 金融商品取引業を廃止する会員等における顧客資産の返還業務に係るモニタリングを実施した。

## ② 行政当局等との連携

イ. 協会内の関係部署で連携し、悪い風評がある等、個別の問題が表面化する前に何らかの対応を要する情報が得られた会員について、適宜、モニタリングを実施した。

ロ. モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、緊密な連携を図った。

## (3) 協会員の処分等

## ① 会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員1社に対し除名処分及び会員3社に対し過剰金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）を行った（特別会員について該当はなかった。）。

(参考1) 協会員に対する処分

【協会員処分の件数】

(単位：件)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度
除 名	1	0	0
会員権の停止又は制限	0	0	1
過怠金の賦課	3	9	9
譴 責	0	0	0
合 計	4	9	10

② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会員の従業員に関する規則」第12条及び「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（6名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（1名）、外務員の職務停止処分（13名）並びに外務員の職務禁止措置の決定（3名）を行った。

また、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第17条及び第18条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（2名）及び内部管理責任者の配置禁止措置の決定（1名）を行った。

③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会員の従業員に関する規則」第12条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）、外務員の登録取消処分（1名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）並びに外務員の職務停止処分（7名）を行った。

また、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第17条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（1名）を行った。

④ 協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員の処分

本年度中、協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員に関し、金融商品取引法第66条の25において準用する同法第64条の5の規定に基づき、外務員の職務停止処分（4名）を行った。

(参考2) 外務員等に対する処分

【②から④の処分者を行為別に分類した件数】

(単位：件)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度
詐欺・横領	12	22	16
虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示、虚偽告知	6	31	27
無断売買	4	20	26
損失補填、特別の利益提供	4	11	7
金融商品取引行為を行うことを拒否又は不当に遅延させる行為	1	8	9
その他	14	12	20
合計	41	104	105

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案については、その中から最も処分等に影響を及ぼした行為1つを抽出し、行為別件数を計算している。

#### (4) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補填を行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

##### ① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会員から提出された確認申請書の審査を行った（本年度中の会員に係る確認件数：1件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：0件）。

##### ② 事故確認委員会による調査及び確認

協会員から提出された事故調査確認申請書の調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：204件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：18件）。

##### ③ 事故報告書に係る事務

協会員から提出された財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項」に基づく事故報告書の取りまとめを行った（本年度中の会員に係る報告件数：17,946件、特定業務会員に係る報告件数：0件、特別会員に係る報告件数：262件）。

(参考3) 事故の確認の状況

【①から③の各件数】

(単位：件)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度
事故確認申請の件数	1	0	67
委員会調査確認申請の件数	222	311	339
事故報告の件数	18,208	3,063	5,567
合 計	18,431	3,374	5,973

(注) 平成28年度の事故確認申請の件数には、特定の協会の複数顧客に対する同一内容の事故(62件)が含まれている。

【平成30年度における委員会調査確認申請の申請金額・行為区分別の内訳】

(単位：件)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務 ミス	システム 障害	その他 法令違反	計
50万円以下	49	104	1	0	7	161
50万円超100万円以下	5	27	0	0	4	36
100万円超1000万円以下	0	24	1	0	0	25
合 計	54	155	2	0	11	222

## 14 あっせん・苦情相談に関する事項

### (1) 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、本協会を含む5つの金融商品取引業協会と連携・協力し、金融ADRを主たる事業とする第三者機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に対し、本協会の協会等業務に対する顧客からの相談受け、苦情解決及び紛争解決のためのあっせん業務を委託している。

本年度における協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は次のとおりである（件数は本協会の協会を対象としたもの）。

① 平成30年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん申立て等の状況

(単位：件)

区分		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年度当初の係属事案			100	50	85	79	48	15	23	32	31	15
新規申立事案			205	239	308	208	128	101	118	133	107	692
終結事案			255	204	314	239	161	93	109	134	123	404
	和解		(127)	(102)	(156)	(103)	(95)	(47)	(51)	(63)	(68)	(370)
	不調		(119)	(92)	(144)	(113)	(44)	(39)	(51)	(61)	(52)	(31)
	取下げ等		(9)	(10)	(14)	(23)	(22)	(7)	(7)	(10)	(3)	(3)
年度末の係属事案			50	85	79	48	15	23	32	31	15	303

② 平成30年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関する苦情・相談件数

(単位：件)

苦情・相談内容		地区別										
		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
苦情	①勧誘に関する苦情	件 24	件 71	件 512	件 65	件 20	件 134	件 22	件 20	件 115	件 0	件 983
	②売買取引に関する苦情	7	11	206	49	7	35	12	11	18	0	356
	③事務処理に関する苦情	1	5	66	14	0	7	2	2	1	0	98
	④その他の苦情	1	1	38	10	1	17	0	0	4	0	72
苦情合計		33	88	822	138	28	193	36	33	138	0	1,509
相談	相談合計	74	93	1,554	387	70	721	187	78	203	28	3,395
苦情・相談合計		107	181	2,376	525	98	914	223	111	341	28	4,904

③ FINMACに寄せられた苦情相談の分析

本協会は、協会の営業の改善・向上に資するため、FINMACに寄せられた苦情相談について商品別や相談内容別といった具体的な切り口やテーマに基づいた分析を行っている。本年度についても、30年4月から9月に寄せられた苦情相談の分析結果を自主規制会議に報告した。

また、必要と認められた個別の協会員に対しては、当該協会員に関する苦情相談の状況をフィードバックするなど、直接のコミュニケーションをとった。

(2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
苦 情	利用目的の特定関係	0	0	0	0	0
	利用目的による制限関係	0	2	0	0	0
	適正な取得関係	1	2	3	0	0
	取得に際しての利用目的の通知等関係	—	—	—	1	0
	データ内容の正確性の確保関係	—	—	—	0	1
	安全管理措置関係	—	—	—	0	0
	第三者提供の制限関係	—	—	—	0	1
	外国への第三者提供の制限関係	—	—	—	0	0
	保有個人データに関する事項の公表、開示等	—	—	—	0	1
	匿名加工情報の取扱い	—	—	—	0	0
	その他	7	13	16	2	4
	合 計	8	17	19	3	7
相 談	相談・問合せ等	15	24	13	11	21
合 計		23	41	32	14	28

(注) 平成29年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に伴い、区分の項目に一部変更がある。

## 15 国際交流に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関等との積極的な意見交換を行った。

#### ① 証券監督者国際機構（IOSCO）関連会議

30年5月、ハンガリー ブタペストで開催された第43回IOSCO年次総会に参加した。今回例会においては、ICO、暗号資産、バイナリーオプション等の投機性の高い商品に関する投資者保護の問題、Fintech及びサイバーセキュリティに関する課題、アクティブ運用とパッシブ運用、資本市場を通じた中小企業ファイナンスに関するパネル・ディスカッションが行われた。

30年4月に東京、9月にインドネシア バリ、31年1月に中国 杭州でそれぞれ開催された、投資者保護を担当する第8常設委員会（C8）の会合にオブザーバーとして参加し、金融資本市場における潜在的リスクの特定、行動経済学の規制監督分野への応用、世界投資者週間（WIW）の実施、投資者のコア・コンピテンシーなどに関し、各国の証券規制当局者等関係者との情報・意見交換を行った。また、10月に実施されたWIWキャンペーンに協力した。

30年10月、英国 ロンドンにおいてIOSCO/AMCC中間会合及び同研修セミナーが、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）の主催により開催された。中間会合においては、AMCCのIOSCO内における戦略的ポジショニングに関する議論やIOSCOの各政策委員会における取組みの進捗状況について報告が行われた。研修セミナーにおいては、各国の証券規制当局及び自主規制機関等の職員を対象として、主に規制の執行及び技術革新を利用した証券監督の実務のほか、証券市場における倫理のあり方等について研修が行われた。

② 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

30年6月、台湾 台北で台湾証券業協会（TSA）の主催により開催された第31回ICSA年次総会に参加した。今回合会においては、「新たな時代の課題と機会」をテーマに、地政学的なリスクを含む様々なリスクが資本市場に与える影響、規制のハーモナイゼーション、資本市場とサステナビリティ、ベンチマーク、ブロックチェーン、フィンテック、ASEANの資本市場等をテーマに議論が行われた。

③ 国際資本市場協会（ICMA）年次総会

30年5月、スペイン マドリッドで開催された第50回国際資本市場協会（ICMA）年次総会に参加した。今回合会においては、MiFID IIの導入に伴う規制の変化、Brexitがもたらす不確実性、規制が市場の流動性に与える影響、Fintechがもたらす効用とリスク等のテーマに加え、ICMAが注力するグリーンボンド等のサステナブル・ファイナンスの拡大に向けた課題も議論された。本協会は協賛団体として、会議アプリへの広告掲載、展示エリアでの日本証券サミット等の動画の上映、本協会資料配布等のPR活動を行った。

④ ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）関連会議

30年6月に福岡で、31年1月にフィリピン マニラで開催されたABMF会合にナショナルメンバーとして参加し、アジア債券市場の標準化、調和に向けた具体的な方法や、今後の活動方針等について意見交換を行った。

⑤ ICMAグリーンボンド・ソーシャルボンド原則年次総会・カンファレンス

30年6月、中国 香港で開催されたICMAグリーンボンド・ソーシャルボンド原則年次総会に参加した。世界のグリーン、ソーシャル、サステナビリティボンド市場についての最新動向が紹介され、特にグリーンボンド市場の成長が著しい中国での金融当局主導によるグリーンボンド発行促進策が紹介された。公開カンファレンスに先立って行われた公的部門コンタクトグループ会合では、日本から環境省がグリーンボンドガイドラインや補助金等のグリーンボンド発行促進策を説明するとともに、本協会からは日本のグリーンボンド市場を取り巻く状況や本協会のグリーンボンド市場の活性化についての取組みを紹介した。

⑥ 国際連合ハイレベル政治フォーラム

30年7月、米国 ニューヨークで開催された国際連合ハイレベル政治フォーラムに参加した。一連のイベントのうち、SDGsビジネスフォーラムでは、アミーナ・モハメッド国連副事務総長からのスピーチをはじめ、世界各国の政府関係者、民間企業代表者等によるSDGs達成に向けた企業の役割や課題などについて議論が行われた。更に、アジア太平洋地域における持続可能な都市の構築、ピ

ジネスとSDGsなどのサイドイベントに参加したほか、国連開発計画、ユニセフ、米国国務省、世界銀行等への個別訪問を行い、SDGs達成に向けた資本市場の役割等について、関係者との意見交換を行った。

⑦ アジア証券人フォーラム（ASF）関連会議

30年9月、東京において第14回ASF東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには、研修生としてアジア20ヶ国・地域の自主規制機関、証券関連団体、規制当局の職員22名を招き、本協会での研修のほか、証券関連機関、規制当局、本協会会員会社を訪問し、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、関係機関の業務内容等を紹介する研修を行った。

30年10月、第23回ASF年次総会をインドネシア証券業協会（APEI）の主催によりインドネシアパリで開催した。本会合では、「証券会社の仲介者としての役割：フィンテック及び将来の課題の検討」をテーマとして、各メンバーによるマーケットレポートのほか、インドネシア金融庁（OJK）のエグゼクティブ・チェアマンによる基調講演に続いて、「フィンテックが証券会社にもたらす機会と課題」、「フィンテックおよび投資者保護に対する規制の枠組み」、「国際的な規制がもたらす予期せぬ結果」、「資本市場のSDGsへの貢献」に関するパネル・ディスカッションが行われた。また、本協会の提唱に基づき、SDGsに関するバリ宣言を採択した。

⑧ 経済協力開発機構（OECD）グリーン・インベストメント・ファイナンス・フォーラム

30年11月、フランスパリで開催されたOECD主催の第5回グリーン・インベストメント・ファイナンス・フォーラムに参加した。気候変動目標及びSDGsと整合性のある資金フローの確保やインフラの開発・維持・改善を行うための手法、行政・金融機関・機関投資家の役割などについての基調講演やパネルを通じ、新興国を含む様々な機関のスピーカーが活発な意見交換を行った。本協会からは、ESG投資拡大に向けた日本の取り組み事例として、日本政府やGPIFの取り組みのほか、本協会におけるグリーンボンドセミナーの開催などSDGsに貢献する金融商品の促進に向けた取り組みを紹介した。

⑨ グリーンボンドセミナー

30年12月、ICMA及び本協会の主催により、東京においてグリーンボンドセミナーを開催した。本セミナーは、ESG投資、SDGsへの関心が世界的に高まる中、日本でもグリーンボンドの発行額が増加して、グリーンボンド、ソーシャルボンドの需要が供給を上回る中、本協会のSDGsへの取組みの一環として昨年に引き続いて開催され、約550名が来場した。セミナーでは、城内環境副大臣の来賓挨拶、ゲスト・スピーカーによる基調講演のほか、「グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則」、「日本市場—成長のための仕組み：機会と挑戦」、「グリーンボンド・ソーシャルボンドの価値の特定」、「SDGsに貢献するグリーン/ソーシャルボンド及びローン」という5つのパネル・ディスカッションが行われた。また、本セミナーの前日には、国内の発行体、証券会社、投資家等を対象とした研修会「グリーンボンド入門コース」も開催した。

⑩ 日本証券サミット

31年3月、国際資本市場協会（ICMA）との共催で英国 ロンドンにおいて「第11回日本証券サミット

ト」を開催した。本イベントのロンドンでの開催は5回目となった。今回は、3月末に英国のEU離脱（Brexit）の期限が迫る中での開催となり、世界的に英国の動向に注目が集まる中で開催され、約280名が参加した。本イベントでは、遠藤金融庁長官が日本が議長国を務めるG20のアジェンダへの取組み等に関する基調講演を行ったほか、伊藤元重 学習院大学教授から日本のマクロ経済の状況とアベノミクスの成果、宮原東京証券取引所社長から東証におけるコーポレートガバナンス改革等が紹介された。パネル・ディスカッションでは、日本経済の持続的成長に向けた取組みと課題のほか、東京とロンドンを念頭に魅力的な国際金融センターの在り方について議論が行われた。

サミットの翌日には、フィナンシャルタイムズの主催、本協会及び株日本取引所グループの協賛により、ESG投資に関するイベント「ESGの統合：日本、アジア、欧州の発行体と投資家にリターンを解き放つ」がロンドン証券取引所で開催され、現地のESG投資専門家、金融機関、投資家等を中心に約150名が参加した。

また、本イベントへの参加と併せて、英国金融関係機関等を訪問し、Brexitの最新動向や英国・欧州の金融市場に関する情報を得ることを目的とした本協会会員会社向けのツアーも実施した。

#### ⑪ インド資本市場セミナー

31年1月、インドBBF（ボンベイ証券取引所参加者協会）の関係者一行が来日し、本協会との共催で、国内の証券会社、資産運用会社、信託銀行、その他関係機関向けにインド資本市場セミナーを開催した。同セミナーでは、インドの経済構造と資本市場の現状、インド資本市場への投資の法的枠組みと手続き等について説明し、参加者との質疑応答が行われた。

### (2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの研修生・来協者への対応、関係団体との情報交換のほか、協会規則等に関する照会に回答した。

- ① 30年4月、インドネシア証券取引所の関係者が来協し、NISA及びジュニアNISAの概要等について説明した。
- ② 30年4月、来日していた金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）の研究生が来協し、自主規制機関の機能、協会に対する監査と処分、外務員制度、株式及び債券市場等、本協会とその自主規制業務の概要を説明し、参加者と意見交換を行った。
- ③ 30年5月、ベトナム財務省及びハノイ証券取引所の関係者が来協し、日本の国債市場、本協会の概要と自主規制業務について説明し、参加者と意見交換を行った。
- ④ 30年6月、中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）の関係者が来協し、日本の社債権者保護の仕組み、社債権者補佐人制度等について説明し、参加者と意見交換を行った。
- ⑤ 30年9月、中国全人代（全国人民代表大会）法制工作委員会の関係者が来協し、自主規制規則の制定、協会員処分、苦情相談等の本協会の自主規制について説明し、参加者と意見交換を行った。
- ⑥ 30年10月、JICAのアジア地域の証券取引所の整備に関するプロジェクトの一環として来日した取引所関係者（規制当局含む。）に対して、本協会の概要・役割、自主規制業務等について説明し、

参加者と意見交換を行った。

- ⑦ 30年11月、国連広報センター等の幹部が来協し、本協会のSDGsの取組みについて説明するとともに、SDGsへの貢献に向けた国連とのさらなる連携について、参加者と意見交換を行った。
- ⑧ 30年11月、ベトナム財務省・ホーチミン証券取引所の関係者が来協し、本協会の役割と自主規制規則、債券市場の価格公表制度等について説明し、参加者と意見交換を行った。
- ⑨ 30年11月、JICA「金融規制監督」研修プログラムに参加している研修生が来日し、本協会より自主規制業務について説明を行い、参加者と意見交換を行った。
- ⑩ 30年11月、ASEAN資本市場フォーラムの関係者一行が来協し、ASEAN地域のグリーンファイナンスの活動状況に関する説明を受けるとともに、参加者と意見交換を行った。
- ⑪ 30年12月、韓国金融監督院（FSS）、同金融関係協会等の関係者が来協し、日本の高齢者顧客等との取引等に関する規制について説明するとともに、参加者と意見交換を行った。
- ⑫ 31年3月、英国Chartered Institute for Securities & Investmentの幹部が来日し、外務員資格試験や研修などについて、参加者と意見交換を行った。

## 16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

#### ① 「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」等の一部改定

政府における2050年を展望した温暖化対策の検討の本格化や、「プラスチック資源循環戦略」の策定作業・国外へのアピール活動に加え、各企業・団体に対し長期の温暖化対策やプラスチック対策への取組みの検討要請がなされていることを踏まえ、31年2月、「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」等について、「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」に再構成するとともに、2050年を展望した地球温暖化対策や、プラスチック資源の循環や海洋流出対策への取組み方針を記載する一部改定を行い、同月より施行した。

#### ② 「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」に係る取組み

30年6月、「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券業界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2017年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、11月に調査結果の公表を行った。

#### ③ その他の取組み

30年4月、証券業界全体での地球温暖化防止に向けた具体的な行動の一つとして、昨年に引き続き、会員に対し、5月から9月までの間、「証券業界のクールビズの実施」を要請するとともに、本協会においても同様に、クールビズを実施した。

## (2) 寄付への取組み

寄付要請があった団体のうち、本年度中に11団体に対して寄付を行った。なお、当該寄付案件には、25年12月に証券戦略会議にて承認された「海外留学支援制度」を支援するための寄付も含まれている。

## 17 地区協会に関する事項

### (1) 地区別評議会の開催状況

地区別	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	5	11	11	10	11	11	11	92

### (2) その他地区協会における特記事項

#### <東京地区協会>

##### ① 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員及び東京都内に本店の所在する取引所非取引参加者で構成する「東京地区地方証券等評議会」を3回開催した。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を4回開催(東京地区評議会との合同開催を含む)した。

##### ② 他地区との地域交流会

本年度中、地域を隔てた会員間の意見交換を目的として、北海道にて、東京地区と他地区の地域交流会を開催した。

#### <大阪地区協会>

##### ① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員(以下、「大阪地区本店会員」という。)で構成する「本店会員懇談会」を10回開催した(地区別評議会との合同開催)。

また、大阪地区本店会員のうち、参加を希望する東京証券取引所非取引参加者で構成する「東証非取引参加者懇談会」を1回開催した。

##### ② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を4回開催した。

##### ③ 地区特別事業

本年度中、「関西経済への貢献に関する検討懇談会」(25年10月設置)を1回開催し、具体的な取組みとして、地区会員の営業員を対象とする「関西企業IRセミナー」を2回、30年9月に「大学生等を対象とする『起業』に関するイベント」を実施した。

また、各界の有識者と会員代表者等との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を3回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を10回開催した。

このほか、投資による資産形成の推進を図るため、「証券投資の日」に株大阪取引所との共催による「株式・経済講演会」を開催した。

## 18 内部統制に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部統制システム

本協会事務局組織においては、内部統制システムの整備に関する社内規程を設け、会長をはじめとする常勤役員等で構成するコンプライアンス委員会が、内部統制システムの整備に関する重要な事項を決定している。

この体制のもと、各部署においては、手順書等を定めこれに基づき運用し、運用状況を把握・点検し、改善・見直しを図っている。また、内部監査部門を設け、各部署における業務の執行状況を監査している。

## 19 内部監査に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部監査

#### (1) 部署別監査

##### ① 業務の遂行の状況等に関する監査

各部署における所管業務の適正な遂行の状況及び内部統制システムの整備、運用状況等を重点項目として、本部10部5室を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、副会長・専務理事、以下同じ。）及び常任監事に報告し、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

また、内部統制システムの整備、運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

##### ② 個人情報等の業務上知り得た情報の取扱状況に関する監査

個人情報等の取扱状況につき、業務の遂行の状況等に関する監査と併せて本部8部5室を対象に監査を実施し、その結果については、代表役員及びコンプライアンス委員会事務局に報告した。

#### (2) 改善措置策の実行状況等のフォローアップ

部署別監査につき、改善措置策の提出があった1部1室を対象にフォローアップを実施し、その実行状況を確認し、代表役員及び常任監事に報告した。

## 20 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として記者会見を計12回開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表を行った。

### (2) 本協会会長と報道関係者との交流会の開催

報道関係者に証券業界の現状や話題などについてより理解を深めてもらい、また、相互の意思疎通を図るため、本協会会長と報道関係者との交流会を計2回開催した。

### (3) 証券市場全体のBCP（事業継続計画）整備のための取組み

30年11月、午後12時半に首都直下地震が発生した想定のもと、日銀ネットの稼働状況が一部ブライズ化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供及び協会員による被災状況の登録等について、BCPWEBを用いた共同訓練を実施するとともに、各社における関係部署間の連携体制の確認等を目的とした個社ごとの訓練を実施した。

なお、同共同訓練では証券市場BCPの発動に伴い、①公社債市場BCP対策会議における市場慣行の変更推奨の協議、②証券インフラ機関のシステム（㈱日本取引所グループの取引システム、㈱日本証券クリアリング機構及び㈱証券保管振替機構・㈱ほふりクリアリングの清算・決済システム）がバックアップセンターへ切り替えられた場合の対応準備や接続確認等、③金融庁よりBCPWEBの双方向機能を通じた報告要請がなされたことを受け、会員（第一種金融商品取引業者に限る）における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況の報告、④短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、⑤公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働確認も行った。

### (4) 本部事務所の移転に向けた取組み

30年1月の理事会で決定した本協会本部事務所の移転に係る方針に沿って、移転に向けた取組みを進め、10月29日、本協会は、東京証券会館（東京都中央区茅場町1-5-8）から太陽生命日本橋ビル（東京都中央区日本橋2-11-2 8階～11階）に本部事務所を移転した。

### (5) 「移転披露懇親会」の開催

30年12月10日、本協会本部事務所の披露及び本部事務所の移転に協力いただいた関係者各位に謝意を表明するため、太陽生命日本橋ビル26階会議室において、「移転披露懇親会」を開催した。

本協会理事・監事をはじめとした本協会役員、会議体委員等、金融庁、証券取引等監視委員会等の

関係行政当局、関係金融団体等の役職員約200名が出席した。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

#### (1) 定時総会

30年6月18日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 平成29年度 事業報告書承認の件
- 第2号議案 平成29年度 収支計算書承認の件
- 第3号議案 平成30年度 事業計画書承認の件
- 第4号議案 平成30年度 収支予算書承認の件
- 第5号議案 会長、公益理事、常任理事、常任監事及び公益委員選任の件  
(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告の件)

#### (2) 臨時総会

31年2月1日、臨時総会を開催し、次の議案を付議し、原案どおり承認可決した。

- 議 案 FINMACへの追加業務委託費支出に関する平成30年度収支予算の補正について

### 2 理事会

本年度中、理事会を22回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・「事務所の設置について」(理事会決議)の一部改正について
- ・平成29年度事業報告書及び平成30年度事業計画書について
- ・平成29年度収支計算書及び平成30年度収支予算書について
- ・平成30年度収支決算見込み及び平成31年度収支予算(案)について
- ・FINMACへの追加業務委託費支出に関する平成30年度収支予算の補正について
- ・株主優待SDGs基金の設置について
- ・新役員等候補者の推薦について
- ・金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を14回開催した。本年度の主な審議・報告事項は以下のとおりである。

- ・「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」の一部改正について

- ・ 取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等について
- ・ 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について
- ・ 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について
- ・ 銀行法施行規則等の一部改正その他諸状況の変化に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
- ・ PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について
- ・ 協会の処分
- ・ 平成31年度における協会に対する監査計画
- ・ 平成31年度における協会に対する研修基本計画
- ・ 第3期JSDAキャピタルマーケットフォーラムの設置について

また、本年度中、自主規制会議の下部機関である「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（平成22年1月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、金融庁の金融審議会「市場ワーキング・グループ」において契約締結前交付書面等の見直し等に関する議論が行われたことを受け、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなくその内容・方法をより合理的・効率的で分かりやすいものにする観点から検討を行った。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を13回開催した。本年度の審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「平成31年度税制改正に関する要望」（案）について
- ・ 寄付金の拠出について
- ・ 株主優待の活用について
- ・ 平成31年度事業計画案について
- ・ 「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」の一部改定について（案）
- ・ 株主優待SDGs基金の設置について
- ・ SDGsミニ番組「フューチャーランナース」の継続提供について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」（23年7月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、株式等振替制度でのマイナンバーの利活用について検討を行った。

- ② 本年度中、『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』及び『共通報告基準（CRS）』への対応に係るワーキング・グループ」（23年4月設置、27年4月改組）では、米国の外国口座税務コンプ

ライアンス法（FATCA）に関しては、FATCAの対応状況に関する宣誓（既存口座に係る対応完了及び内部統制に係る定期的な宣誓）手続き等について、また、外国人口座の自動的情報交換に関する共通報告基準（CRS）に関しては、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における報告手続き等について確認を行った。

- ③ 本年度中、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」（24年12月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、職場積立NISAの普及に向けた取組みについて検討を行った。また、31年2月から社会保障審議会「企業年金・個人年金部会」において、企業年金・個人年金制度全般の見直しの議論が開始されたことを踏まえ、確定拠出年金制度に関する要望事項について検討を行った。

- ④ 本年度中、「株主総会資料の電子提供制度に係る検討ワーキング・グループ」（30年3月設置）では、法務省の法制審議会「会社法制（企業統治等関係）部会」において検討が行われた株主総会資料の電子提供制度及び同制度における書面交付請求の仕組み等に係る実務的な課題について検討を行った。

- ⑤ 30年7月、「証券税制に関するワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、16回開催）。本ワーキング・グループでは、平成31年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ⑥ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会」（21年2月設置、自主規制会議と共管）の下部機関のワーキング・グループを2回開催した。本ワーキング・グループでは、反社情報照会システム（反社情報データベース）の安定的な運用及び次期システムのリプレースに伴う変更点について、検討を行った。

- ⑦ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」（21年6月設置）を1回開催した。

本懇談会では、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、総務省及び日本銀行よりそれぞれプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

- ⑧ 本年度中、「証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会」（20年9月設置）を2回開催した。

本懇談会では、金融庁の金融分野におけるサイバーセキュリティに関する取組み（講演者：金融庁総務企画局政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室長 鈴木啓嗣氏、証券取引等監視委員会事務局証券検査課 特別検査官 鈴木博氏）、サイバー犯罪の状況とJC3の活動（（一財）日本サイバー犯罪対策センター 理事 坂明氏）及び株日本取引所グループにおけるシステム開発状況及び株式売買システム（arrowhead）の障害（講演者：株日本取引所グループ 常務執行役 CIO 横山隆介氏他）について、講演いただき、意見交換を行った。

- ⑨ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」（21年3月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、金融庁の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall II）の実施結果（講演者：金融庁監督局総務課監督管理官 稲田拓司氏）及びサイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握（フェーズ4）の結果（講演者：証券取引等監視委員会事務局証券検査課 特別検査官 鈴木博氏）について、講演いただき、意見交換を行った。

また、会員におけるシステムリスク管理態勢の整備・充実に資するための施策の一環として、会員において発生した主なシステム障害事案を取りまとめ、類型化の上、会員に対し四半期ごとに周知した。

⑩ 本年度中、「NISA推進ワーキング・グループ」（25年3月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、前年度からNISA広報活動の具体策について検討を行い、30年5月に「平成30年度NISA広報実施計画」を取りまとめた。また、31年度もNISA・ジュニアNISA・つみたてNISAを普及推進するため、「平成31年度NISA広報実施計画」策定の検討等を行った。

⑪ 30年7月、「寄金ワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、3回開催）。

本ワーキング・グループでは、寄付要請があった案件について、寄付金拠出の有無又は拠出案の検討を行った。

⑫ 30年7月、「社会貢献ワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、2回開催）。

本ワーキング・グループでは、「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」等の一部改定について検討を行った。また、「2017年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」の調査結果について意見交換を行った。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を26回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「事務所の設置について」（理事会決議）の一部改正について
- ・ 平成30年度収支予算の補正について
- ・ 平成30年度収支決算見込みについて
- ・ 平成31年度予算編成の指針及び収支予算（案）について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について
- ・ 財務分科会の正副委員長及び委員の選任について
- ・ 本部事務所移転基金の運用に係るワーキング・グループの設置について
- ・ 外務員資格試験の受験料の改定について
- ・ 株主優待SDGs基金の設置について

併せて、本協会における調達事案について審議した。本年度の主な調達事案は以下のとおりである。

- ・ 太陽生命日本橋ビルとの賃貸借契約について
- ・ 本部事務所の移転に係る各種工事等について
- ・ 協会WANのリプレースについて
- ・ 平成30年度「証券投資に関する全国調査」の実施について
- ・ 反社情報照会システムのリプレースについて
- ・ 平成30年度NISA広報活動について
- ・ マイナンバーの提供を求める広報活動について
- ・ SDGsミニ番組の提供について

- ・ FINMACとの「紛争解決等業務の委託等に係る委託料及びその支払方法の特例に関する覚書」の締結について

- ・ 第11回日本証券サミット等の開催について

また、総務委員会の下部機関である分科会及びワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

① 本年度中、「財務分科会」（16年7月設置）を10回実施した。

本分科会では、平成31年度予算編成の指針（案）の取りまとめ、資格管理事業における受験料改定等について検討を行った。

② 30年11月、「本部事務所移転基金 運用諮問・検証ワーキング・グループ」を設置し、本年度中、2回開催した。

本ワーキング・グループでは、本部事務所移転基金の運用基本方針、運用計画について意見交換を行った。

#### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催した。本年度の報告事項は以下のとおりである。

- ・ FINMACに寄せられた苦情相談に関する新たな取組み等について

- ・ 本協会における消費者志向自主宣言について

- ・ 顧客本位の業務運営の取り組み状況について

- ・ NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETNの対応について

#### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を4回開催した。本年度の審議・報告事項は以下のとおりである。

- ・ 今後の金融・証券教育支援事業の進め方

- ・ 30年度における各事業の内容

- ・ 31年度における事業計画

また、金融・証券教育支援委員会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

① 本年度中、「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」（23年10月設置）を3回開催し、30年度における各事業の内容、31年度における事業計画等について実務的観点からの検討を行った。

② 30年12月、金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループの下部機関として「金融・証券教育支援委員会 会員サブワーキング・グループ」を設置した。

本年度中、同サブワーキング・グループを3回開催し、会員の行う金融経済教育活動について意見交換を行った。

## 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を7回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、30年10月、「株式販売規制等に関する検討会」における検討結果について（中間報告）、31年2月、「個人投資家応援証券評議会からの提案について（個人の株式投資への興味を高める方法について）」に関し意見交換を行い、本評議会から証券戦略会議に対し報告を行った。

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員及び金融庁担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を4回開催し、証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。

その他、証券評議会の下部機関である「株式販売等規制に関する検討会」を4回開催し、株式販売規制等のあり方について検討を行い、検討結果について取りまとめを行った。

### (2) 業態別評議会

#### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会幹事会を6回開催し、30年5月に「フィンテックを活用した証券ビジネスについて」と題して、フィンテックの活用を新たなビジネスモデルとして証券業に参入している会員5社を招き、意見交換を行った。

また、「今後のリテール証券のビジネスモデルについて」をテーマとし、30年11月に「人生100年時代における資産管理のあり方ー金融ジェロントロジーのアプローチー」（講師：株野村資本市場研究所 研究部長 野村亜紀子氏）、31年1月に「IFAを活用した証券営業のあり方について」（講師：みずほ総合研究所(株) 調査本部 金融調査部 金融ビジネス調査室長 大木剛氏）と題して講演会を実施した。

その他、31年3月に「米景気・株価は10年・三段上げで終わらない可能性大～4月までで上昇一服、上期は様子見も、下期は高圧経済政策で意外高に～」(講師：大和証券(株) エクイティ調査部 兼 投資情報部 チーフテクニカルアナリスト兼シニアストラテジスト 木野内栄治氏)と題する講演会を実施したほか、金融庁担当課長を招聘し、最近の証券行政等について説明を受け、意見交換を行った。加えて、事務局から、「PTS信用取引検討会報告書」について説明を受け、意見交換を行った。

#### ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を3回開催し、「国際的な金融規制及び政治情勢の動向について」をテーマとし、30年6月に「米国トランプ政権の金融規制改革」（講師：株野村総合研究所 未来創発センター フェロー 大崎貞和氏）、31年2月に「新時代を迎える中国の資産管理業界について」（講師：株野村総合研究所 NRI北京 金融イノベーション研究部長 神宮健氏）と題して、講演会を実施した。

その他、金融庁担当課長を招聘し、最近の金融行政について説明を受け、意見交換を行った。

### ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を1回開催し、本年度の検討テーマについて、意見交換を行った。ほか、本年度の検討テーマの一つである、「協会と連携した証券税制改正の要望」に関連し、事務局から、31年度の税制改正に関する要望骨子案について説明を受け、意見交換を行った。

本評議会の下部機関である「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」(本年度中、1回開催)では、本評議会の検討状況について情報共有を行うとともに、今後の行動計画等について検討を行った。

### ④ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を7回開催し、「個人の株式投資への興味を高める方法について」等を取りまとめた。

また、この間、30年5月に「J P Xの最近の取組みについて」(講師：(株)東京証券取引所 執行役員 川井洋毅氏、(株)大阪取引所 執行役員 多賀谷彰氏)、30年12月に「貸借取引の概要及び日本証券金融の取組み等について」(講師：日本証券金融(株) 専務取締役 福島賢二氏)と題して、それぞれの講師と意見交換を行った。

業態別評議会の参加会員数 (延べ)

(単位：社)

業 態 別 評 議 会 名	29年度末	30年度末	増 減 数
リ テ ー ル 証 券 評 議 会	85	85	0
ホ ー ル セ ー ル 証 券 評 議 会	31	31	0
イ ン タ ー ネ ッ ト 証 券 評 議 会	26	25	▲ 1
個 人 投 資 家 応 援 証 券 評 議 会	18	19	1
合 計	160	160	0

## (3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

## 5 分科会・委員会等

### (1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を10回開催し、主に次に掲げる事項について審議し自主規制会議に付議した。

- ・ 銀行法施行規則等の一部改正その他諸状況の変化に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正
- ・ PTS信用取引の導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

① 本年度中、「法定帳簿に関するワーキング・グループ」（14年9月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、民法・消費者契約法の改正に向けた対応、権利確定日フェイルにおける新たな権利救済スキームの導入への対応のため、本協会が作成する顧客向けの各種約款参考様式の改訂の検討を行った。

② 本年度中、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」（19年1月設置）を12回開催し、次の事項について検討を行った。

○ 金融庁より「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表された（30年2月）ことに伴う、協会のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実務的な留意点

○ 自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた次の事項

- ・ 協会の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し
- ・ 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄である旨の説明義務の見直し

○ 特別会員が有価証券を取り扱うための特定の窓口の設置義務廃止に伴う対応

○ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正により新たに可能となった「オンラインで完結する本人確認」（30年11月30日施行）に関し、協会が実施するに当たっての留意事項

③ 本年度中、『「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等に関するワーキング・グループ』（15年7月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、証券評議会の下部組織である「株式販売規制等に関する検討会」からの検討要請があったことを踏まえ、「広告等に関する指針」における「いわゆる5銘柄表示」等の事例の拡充や明確化について、検討を行った。

④ 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「平成31年度における協会員に対する研修基本計画（案）」を取りまとめた。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を8回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、必要な事項を自主規制会議に付議した。

- ・ 本協会の自主規制規則の見直しに関する提案について
- ・ 取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等について
- ・ 「持投資口制度に関するガイドライン」の制定等について
- ・ 物価連動国債を担保金代用有価証券とする場合の時価の明確化に係る「株券等の貸借取引の取

扱いに関する規則」の一部改正について

- ・ 株式等の決済期間の短縮化（T+2化）に伴う「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について
- ・ 非上場株式の取引等に関するワーキング・グループの設置について
- ・ PTS信用取引に導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、本年度の自主規制規則の見直しに関する提案を受け「有価証券の引受け等に関する規則」第20条第2項の撤廃の可否、「配分先情報の提供に関するガイドライン」の一部改正、米国銀行規制当局によるQualified Financial Contract Stay Rulesへの対応について検討を行った。

- ② 本年度中、「持株制度に関するワーキング・グループ」（19年11月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）に伴う「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正、民法及び消費者契約法の改正に伴う「株式累積投資口座約款」及び「株式ミニ投資約款」の一部改正、拡大従業員持株会の取得対象株式の一つである外国株式の範囲を明確化するための「持株制度に関するガイドライン」の一部改正について、検討を行った。

- ③ 本年度中、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」（22年4月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、29年6月及び30年6月に「PTS信用取引検討会」により取りまとめられた「PTS信用取引検討会報告書」に基づき、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について検討を行った。

- ④ 30年10月、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」を設置し、本年度中、7回開催した。

本ワーキング・グループでは、事業承継の円滑な実施を実現するための非上場株式の取引等の在り方、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」の議論を踏まえた規則改正等の必要な対応について検討を行った。

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を2回開催し、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化の実施時期及び対象範囲等に係る検討結果等について報告した。

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（24年8月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の発表制度に関して、社債の流動性に与える影響

等について検証するとともに、発表制度の対象となる社債の範囲拡大等について検討を行った。

- ② 本年度中、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」(11年8月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮(T+2)化の実施時期及び対象範囲等について検討を行った。

#### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を1回開催した。

また、本年度中、金融商品分科会の下部機関におけるワーキング・グループの開催はなかった。

#### (5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を4回開催し、協会の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

#### (6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会の外務員等に関する処分等について審議し、会長に報告した。

#### (7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を22回開催し、協会から提出された事故調査確認申請書について審議した。

#### (8) 外務員等資格試験委員会

本年度中、外務員等資格試験委員会を6回開催し、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書(シラバス)の更新に係る報告及び不正受験事案に対する措置決定等を行った。

### 6 監事会

本年度中、監事会を7回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査(四半期監査及び決算監査)等を実施した。30年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、平成29年度監査報告書を作成した。30年7月、平成30事務年度監事監査の方針・計画等を策定し、理事会に報告した。

### 7 人事推薦委員会

本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を推薦するため、自主規制会議人事推薦委員会を2回、証券戦略会議人事推薦委員会を1回、人事推薦合同委員会を6回開催した。

## 8 懇談会等

### (1) 証券受渡・決済制度改革懇談会

本年度中、「証券受渡・決済制度改革懇談会」を4回開催した。本懇談会での主な検討状況は、以下のとおりである。

- ① 30年5月、本懇談会の下部機関である「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、株式等の決済期間T+2化の実施予定日を2019年7月16日（火）（約定分）とすることについて審議を行った。また、国債の決済期間T+1化の実施状況について報告を受けた。
- ② 30年10月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において取りまとめられた株式等の決済期間T+2化の実施日の決定に係る手続等について審議を行った。
- ③ 31年3月、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」及び「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間T+2化の実施予定日を2020年7月13日（月）（約定分）とすること等について審議を行った。
- ④ 31年3月、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の解散について審議を行った。

### (2) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の経済情勢等について意見交換を行った。

### (3) 会員代表者合同会議（金融庁との意見交換会）

本年度中、会員代表者合同会議を7回開催し、金融庁幹部との意見交換を行った。

### (4) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会（他の会議体との合同開催を含む。）を4回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 30年4月、OECD（経済協力開発機構）の河野正道事務局次長及びFlore-Anne Messy課長がOECDの資本市場の主な課題及び金融教育に関する取組みについて説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。
- ② 30年7月、シティ・オブ・ロンドンのCharles Bowmanロード・メイヤーが、Paul Madden駐日英国大使とともに、英国のEU離脱（Brexit）及びESG投資について説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。
- ③ 30年12月、ICMA（国際資本市場協会）のMartin Scheckチーフ・エグゼクティブがBrexitの動向、リスクフリー金利への移行等について説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。
- ④ 31年2月、シティ・オブ・ロンドンのPeter Estlinロード・メイヤーが、シティの強みと魅力、

今後1年間の重点課題等について説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。

#### (5) NISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進・連絡協議会」を3回開催した。本協議会での主な検討状況は、以下のとおりである。

- ① 30年4月、金融庁及び本協議会では、つみたてNISAの更なる普及推進を図る観点から、つみたてNISA普及推進キャラクターの募集及び一般投票を行い、同キャラクターを「つみたてワニーサ」に決定した。
- ② 30年4月、職場積立NISAの導入状況等に係る報告・公表の廃止に伴う「職場積立NISAに関するガイドライン」及び「職場積立NISAに係る実務上の取扱い(Q&A)」の一部を改訂した。
- ③ つみたてNISAの利用状況や取組み状況等を共有し、今後の取組みについて意見交換を行った。

#### (6) つみたてNISA推進・ハイレベル協議会

本年度中、「つみたてNISA推進・ハイレベル協議会」を1回開催した。本協議会では、金融庁、金融関係の各業界団体及び個別の金融機関におけるつみたてNISAの普及・推進のための取組み等が共有されており、本協会からは、TVCMをはじめとする広報活動、地方公共団体向けのライフプラン・資産形成セミナーの開催状況等について説明した。

#### (7) 証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会等

本年度中、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を5回開催し、本懇談会の下部機関である「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」を8回、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」を5回、「社会的弱者への教育支援に関する分科会」を3回開催した。

また、30年9月、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」の下部機関として、「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」を設置した（本年度中、5回開催）。

これらの分科会の検討状況は以下のとおりである。

- ① 「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」では、各分科会における検討結果を踏まえて意見交換を行ったほか、株主優待を活用した施策等について検討を行った。
- ② 「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」では、SDGsに貢献する金融商品の普及・促進等の証券業を通じた社会的課題解決に向け、課題の洗い出しや具体的方策の検討を行い、31年3月、その検討結果を取りまとめ、公表した。
- ③ 「働き方改革そして女性活躍支援分科会」では、証券業界における生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、女性活躍推進に向け、会員の先進的事例の共有や証券業界の現状及び課題を踏まえた具体的施策の検討を行い、31年3月、その検討結果や具体的施策の実施状況について取りまとめ、公表した。
- ④ 「社会的弱者への教育支援に関する分科会」では、我が国における子供の貧困の現状を踏まえ、

次世代を担う子供達が、経済的困難を抱えていても、未来に希望を持って成長できる社会の実現に向けた支援策について検討を行い、30年6月、その検討結果を取りまとめ、公表した。その後、具体的施策として提言された会員と子供の支援を行うNPO法人等とのオンライン・プラットフォーム構築についての検討や、内閣府等が主導する「こどものみらい古本募金」の実施状況やその効果についての意見交換を行った。

- ⑤ 「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」では、SDGsに貢献する金融商品についての呼称の整理や当該金融商品の認知度・理解度向上を目的とした会員役職員向けガイドブックの作成に向けた検討を行い、31年3月、その検討結果を取りまとめた。

#### (8) BCP対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を3回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 30年度の証券市場BCP共同訓練を行うにあたり、証券インフラ機関のシステムの切り替えに係る市場参加者等における業務影響を検討するためのポイントのほか、公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働状況を踏まえた自社対応訓練及び他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた共同訓練手順等について検討を行った。
- ② 31年3月、30年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。

#### (9) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

#### (10) PTS信用取引検討会

本年度中、「PTS信用取引検討会」（29年2月設置）を1回開催し、28年12月公表の金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたPTSにおける信用取引のあり方について、関係する実務担当者等において検討を行い、30年6月、証券金融会社を利用したPTS信用取引のあり方及びその留意事項と対応策等を内容とする「PTS信用取引検討会 報告書」を取りまとめ、公表した。

#### (11) 株主コミュニティ制度に関する懇談会

本年度中、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」（30年3月設置）を9回開催し、株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた課題・問題点の洗い出しと具体的な方策等についての意見交換を行い、31年1月、「『株主コミュニティ制度に関する懇談会』報告書 ～株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けて～」を取りまとめ、公表した。これにより所期の目的を達成したことから解散した。

## (12) 地域に根差した証券業の未来を考える懇談会

30年12月、地方都市を主な営業基盤とする会員の経営者が集まり、今後の証券業の未来について幅広い観点から議論するため、協会長の諮問機関として「地域に根差した証券業の未来を考える懇談会」を設置するとともに、本年度中、1回開催し、今後の検討テーマについて意見交換を行った。

## 9 役員等

### (1) 会長、副会長等の就退任

- ① 30年6月30日付退任 鈴木茂晴氏（会長）、日比野隆司氏、森田敏夫氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（副会長・専務理事）
- ② 30年7月1日付就任 鈴木茂晴氏（会長）、日比野隆司氏、森田敏夫氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（副会長・専務理事）

### (2) 公益理事の就退任

- ① 30年6月30日付退任 神田秀樹氏、林正和氏、藤沢久美氏
- ② 30年7月1日付就任 江川雅子氏、神田秀樹氏、藤沢久美氏

### (3) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 30年4月1日付就任 藤原弘治氏（特別会員理事）
- ② 30年6月30日付退任 菊池廣之氏（会員理事）、小林一彦氏、斉藤透氏（会員監事）
- ③ 30年7月1日付就任 石井登氏（会員理事）、小林一彦氏、斉藤透氏（会員監事）
- ④ 31年3月31日付退任 藤原弘治氏（特別会員理事）

### (4) 執行役の就退任

- ① 30年6月30日付退任 平田公一氏（専務執行役）、村井毅氏、山内公明氏（常務執行役）、石倉宏一氏、菊地鋼二氏（執行役）
- ② 30年7月1日付就任 平田公一氏（専務執行役）、山内公明氏、菊地鋼二氏（常務執行役）、石倉宏一氏、島村昌征氏、石黒淳史氏（執行役）

### (5) 常任監事の就退任

- ① 30年6月18日付退任 坂井竜裕氏
- ② 30年6月18日付就任 村井毅氏

(注) 30年3月30日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月15日を選挙期日とする会員選挙で会員理事及び会員監事選出、6月18日の定時総会で会長、常任監事及び常任理事選出。